

Title	帝大生・安達峰一郎の「法学」ノート： 『法律講義案集』の伝える明治中期法学教育
Sub Title	Modern Japanese Legal Education analysis through Imperial University lecture notebook of Adachi Mineichiro-Lectures on law at the Imperial University during his student days (1889-1892)
Author	森, 征一(Mori, Seiichi) 岩谷, 十郎(Iwatani, Juro) 法文化研究会(Hobunka kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.10 (2000. 10) ,p.73- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001028-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

帝大生・安達峰一郎の「法学」ノート

——『法律講義案集』の伝える明治中期法学教育——

森征一・岩谷十郎／監修

法文化研究会

はじめに

一 安達峰一郎と法学教育

(一) 司法省法学校入学当時

(二) 東京大学予備門・第一高等中学校時代——官費

給付生の悲哀

(三) 帝国大学法科大学時代——カリキュラムの再構

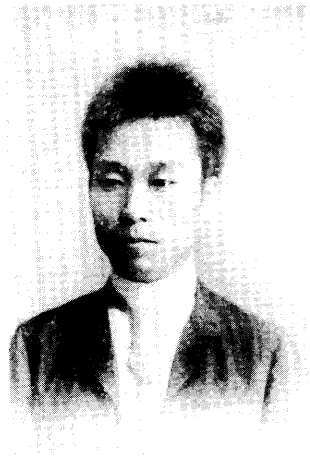
成

二 『法律講義案集』の分析

おわりに

はじめに

我が国の国際外交史を語るにあたって、安達峰一郎（一八六九—一九三四）の果たした役割は極めて大きなものがある。外交官、国際法学者、そして初代常設国際司法裁判所所長として活躍したその生涯に関しては、これまで主として外交史、国際法の領域において扱われてきた。⁽¹⁾ 本研究会は先に、安達の生前の多彩な活躍を網羅する視点から「安達峰一郎関係資料目録および略年譜」⁽²⁾を著し、総合的な安達研究のための基礎資料を提供した。本稿は、右資料



〔写真 1〕 安達峰一郎（明治26年7月）、イタリア在勤を命じられた頃。安達峰一郎記念館提供。

を敷衍した上で、現在慶應義塾大学図書館に架蔵されている安達峰一郎の学生時代のノートの解析を行い、主としてその修学時代を中心に検討を加えるものである。

なお、右の〔写真1〕はこの時期の安達の肖像である。

(1) 例えば、浮村直光編『世界の良心 安達峰一郎博士—生誕百年—その生涯と足跡』、(財)安達峰一郎記念館、一九六九年。また、この分野における近時の業績に、関野昭一『国際司法制度形成史論序説・我が国の外交文書から見たハーグ国際司法裁判所の創設と日本の投影』、国際書院、二〇〇〇年がある。

(2) 森征一・豊島二二夫監修／法文化研究会「安達峰一郎関係資料目録および略年譜」、法学研究（慶應義塾大学）、第七二巻第七号、一九九九年、五七頁以下。

※本研究は、森と岩谷の全体的指揮および監修の下で、法文化研究会のメンバーが分担してこれを行い、本稿ではそれぞれの執筆の箇所につき記名をもって文責を明らかにしている。

法文化研究会のメンバーは、豊島二二夫、大岩直子（以上、(財)安達峰一郎記念館スタッフ）、鈴木一雄、清水裕樹、出口雄一（以上、後期博士課程・一九九九年度）、石鍋謙吾、小坂拓也、高橋元弘、中一真子、松尾洋、横山起也（以上、前期博士課程、一九九九年度）である。

一 安達峰一郎と法学教育

安達が受けた法学教育の端緒は、彼が明治一七（一八八四）年に第四期生として入学した司法省法学校におけるものであった。⁽¹⁾しかし、この時期の我が国における高等教育は、程なくして明治一九（一八八六）年に発せられる帝国大学令に収斂していくような、抜本的な制度改革のただ中⁽²⁾にあった。その結果として、法学教育に限っても、修学時代の安達の辿った道筋は極めて複雑なものとなり、そしてこのことが、帝国大学卒業後の安達の活動に少なからぬ影響を与えることとなったと考えられるのである。そこで本

章ではまず、帝国大学入学までの安達の足跡を、彼自身の叙述や、彼の同期生の回顧録などを用いながら、出来る限り再現してみることにしよう。

(一) 司法省法学校入学当時

安達がまず修学した司法省法学校は、司法官を養成することを目的とした機関で、司法省内に設置されたものである⁽³⁾。なぜ彼は、この法学校への入学を志したのであるか。その動機を知る一つの手掛りとして、安達には山形師範学校中学師範予備科を中退する際に父に宛てた以下のような書簡がある。

吾家ノ資格ヲ按ズルニ、二、三ヶ年ノ学費ハ辛フシ送り得ルトハイフモ、容易ニ支弁スル事能ハザルベシ。三ヶ年ノ学費已ニ容易ノ事ニアラズ、況ンヤ敢テ大学ノ費用ヲ望ミウベキ。然ラバ到底之ヲ極言スルトキハ、中学ニ修業スルヲ得ズシテ、小学師範学校ニ転ゼザルヲ得ストイフニアリ。小子固ヨリ教員ヲ好マザルニアラズ。嘗々社会ノ稍完全ナル所ニ生レテ自由ノ空氣ヲ吸ヒ、且ツ身ハ幸ニ男ニ生レ且ツヤ強健ノ身体精神等ヲ賦与セラレテ、碌々小学教員ニテ朽ルハ小子ノ屑トセザルモノナリ。然ラバ則小学ニ転学セシテ中学ニ留マランカ、学費僅少ニテ中学ヲ卒業シ専門校及ヒ大学校ニ入ルヲ得ズ。

この文面には、明治初年の青年層、とりわけ地方青年に一般的に見られる向学心、あるいは「立身出世」への鮮烈な意欲が率直に表現されている。彼が司法省法学校を志した理由の一つに、同校が官費制を採用していたことも挙げられる。しかし同じこの書簡の中に、以下のような「治者の学」としての法律学に対する言及があることも看過すべきではなからう。

夫法律ハ天下ノ大経ナリ。若シ法律以テ人心ヲ経緯スルコト無クンバ朝秦暮漢ノ離乱アルモ知ルヘカラズ。況ンヤ明治二十三年ニ至リ国会開設ノ勅語アリ、之ガ臣子タルモノ一日モ早ク法律ヲ完全ニシ、社会ヲ安寧幸福ニ進捗セシメズ可ナランヤ。

安達は明治一七(一八八四)年六月に上京、九月上旬に行われる司法省法学校の入学試験の準備に取りかかった。試験科目は前例に倣って漢学のみであったが、その当時の状況を、安達と同じく司法省法学校に第四期生として入学した若槻禮次郎は以下のように回想している。

その頃の評判では、司法省は法律が専門で、ひねくれた所だから、論語から出さず、孟子から出すだろう。そして集注は一般的であるから、古注のようなひねくれた議論を研究しておいた方がいいだろうということであった。古注はほかから借りて読んだが、まだ十分でない。今の上野の図書館の前

身だと思いが、湯島の聖堂のところに集古館というものがあつた。そこへ毎日行つて、論孟の本を借りて読んだ。司法省の受験生は、そのころ千二、三百名だったが、それらが図書館で同じ本を借りて勉強するのだから、少し遅く行くとないいから競争して朝早く行く。

試験は二回に亘つて行われ、官費予科寄宿生五四名、私費通学生二一名が選抜された。⁽¹³⁾ 安達にも以下のように入学証書が授与されている。

安達峯次郎⁽¹⁴⁾

法學生徒申付候事

明治一七年十月二十一日

司法省⁽¹⁵⁾

しかし、第四期生の入学の僅か三ヶ月後、司法省法学校は廃止され、在校生徒は文部省所轄の東京法学校に移管されることとなつた。⁽¹⁶⁾ 安達はその際、

司(法省)法(学)校の廃止の後は瞬しの間羅針盤失ふ船の心地も

と嘆じたとされているが、その授業科目や教育方針は司法省法学校のもを踏襲して「仏蘭西語ヲ以テ法律学ヲ専修」⁽¹⁸⁾ することと定められており、この時点では学生に大きな混乱は生じなかつたものと思われる。

安達もまた「教場では譯読以外には日本語を話す機会が

ない」⁽¹⁹⁾ 程に徹底したフランス語教育を受けることとなつたのであるが、この経験が後の外交官としての活躍の素地を形成することとなつたのである。特に語学の研鑽の上では、予科の講師であつたアリヴェーの学恩が大であつたとして、以下のように述懐している。

師の君は君が進みを固めむと文法上の不意の攻撃

眼の黒き我生活中は一瞬も君には緩めず文法攻めをと

君は良く繰り返へされしアリベ師御誠意尽しの御教導を⁽²¹⁾

また、若槻禮次郎は、安達を追悼する中で当時のことを以下のように回顧している。

われわれが安達君と共に始めて、司法省の学校に入りました時は、フランス語にはみな誰も全然門外漢であります。みな A・B・C から始めたのであります。それが一年か一年半経つという、語学においては安達君はもうすつと立派に進まれて、よく世間で、一緒にやっている間に少しよくなるという、彼は一頭地を抜いたということを言いますが、安達君は数頭地を抜いて、同級生の中では語学は立派に出来たのであります。(中略) また、教師の講義の中で、われわれが聞いておつても、ちよつとあそこは分らなかつたということが、安達君のノートを見ると、ちゃんとそれがよく分る。申し上げるまでもなく、フランス語は前の子音と、後の母音を食つつけて読むものですから、よほど注意していない

ということとそこが分りかねる。そこでわれわれは別なことだ
と
思
う
て
い
る
と、安達君のノートを見ると、ちゃんとそれが
何処から離れておつても、音でだけは食つつけているけれど
も、意味が違つているということが誠によく分る。それくら
いに同級生の中で語学が達者であつたのであります。⁽²²⁾

(二) 東京大学予備門・第一高等中学校時代

——官費給付生の悲哀

東京法学校に移管された司法省法学校第四期生は翌一八
(一八八五)年八月、東京大学予備門が文部省直轄校にな
るのと同時に、同校に吸収された。その後しばらくの間は
従前の学科に基いて講義が行われたようであるが、予備門
の改組と共にその教育課程が適用されたようである。⁽²³⁾この
状況は、同じく第四期生であつた小川平吉によると、以下
のようであつたらしい。

この頃大学予備門に移つてから、数学が中々ハケましくな
つたが、我輩は漢文和文などでは常に百点を取つて居たに拘
わらず、数学が嫌いて、第一学期に非常な不成績であつた。
我々司法省から来た者には数学嫌いが多かつたので、半分以上
不成績であつたために、この人々に対して特に学校で数学
を教へて呉れた。我輩は数学は嫌いだが頭はよかつたので遂
に満点を取つたが、同級生の半分位は落第した。⁽²⁴⁾

東京大学予備門は明治一九(一八八六)年四月、中学校
令の公布に基づいて第一高等中学校に改組された。⁽²⁵⁾この改
組は、三月に公布されていた帝国大学令を頂点とするエリ
ート養成コースの確立、より限局するならば、国家による
首尾一貫した官僚養成機構の構築作業の一環として理解出
来よう。⁽²⁶⁾勿論、当時の在校生にそのような理解が明確にあ
つたとは必ずしも思われない。しかし、彼らには自らが
「歴史の結節点」⁽²⁷⁾に立ち会つているのだというある種の感
概があつたことは想像される。織田萬は次のように述べる。

在學中の出来事で印象の深かつたものとしては、何を差置
いても先づ第一高等中学校の開設その物を挙げねばなるまい。
歴代の文部大臣中最も卓越してゐた森有禮さんが企てられた
學制の大改革によつて、東京に於ける唯一の帝国大學と、全
国五箇處の高等中学校が出来たのであつて、永遠に一高を象
徴する柏の徽章、校旗、教官のガウン、生徒の制服、皆その
時の制定に係ることは、今更改めて申述べるまでもないこと
である。⁽²⁸⁾

予備門生徒の第一高等中学校への編入は同年八月に行わ
れたが、旧司法省法学校第四期生は「試業未済」のためし
ばらく旧課程に留められ、翌明治二〇(一八八七)年二月
に予科第一級へと編入された。⁽²⁹⁾しかし、この學制改革に際

して彼らを最も動揺させたのは、明治一九(一八八六)年三月末日をもって官費制度が廃止されたことであつたようである。⁽³⁰⁾若槻禮次郎はこのときの事情をこう回顧している。

ところで、司法省の学校から移された者のうち、私ども二十五人の私費生以外は皆官費生だつたが、合併と同時に官費をとめられて、大変な事になつた。つてを求めて書生に入る者も多かつた。(中略)郷里からでも字資を出してもらへる者はよいが、それも出来ない者はやめてしまふという惨憺たる有り様であつた。⁽³¹⁾

また、織田萬も以下のように述べている。

翌年第一高等中學校豫科に編入されると同時に、官費生の制度が廢止されたのであるが、これは獨り官費生にとつて一大打撃であつたのみならず、私費生も亦將來の希望を杜絶されたわけであり、實に容易ならぬ事件であつて、殊に私のやうな貧書生には全くの死活の大問題であつたが、幸ひに木下廣次先生が第一高等中學校の教頭であつて、いはゞ同窓の先輩であつた縁故から、授業料免除の寛典を受くることに盡力していたゞき、學資の負擔の幾分を軽減することが出来た。奥村君が若槻家を繼いだのも、學資の關係もあつたから的事だらう。現樞密顧問官荒井賢太郎君は到底學資を得るの途がないといつて、奮然として廢學し、郷里の越後高田に歸つたが、幾ばくもなく學資の都合が付いて復學した。若し君にして復學せずに了つたならば、恐らくは今日あることを得なかつたであらう。⁽³²⁾

官費生であつた安達が、財政的窮状を如何に打開したのか定かではないが、ここでは同郷の人士の援助を受けた可能性を指摘するに留めたい。例えば、山形県天童の出身である宮城浩藏は「郷里ノ書生ヲ管轄教養スルヲ以テ自ら任ト」して、郷里の多くの者を寄宿させていた。⁽³⁴⁾以下の歌に見られるように、安達も就學時代から宮城と交流を持っていたようである。

宮城博士君が身柄を保證せり又他の博士も敬愛尽して
また、明治二六(一八九三)年に宮城が死去した際に寄

せた安達の追悼文にも、このような一文が見られる。

先生ノ某ニ於ケルヤ、父ノ恩アリ、又先進ノ恩アリ、某モ行ク々々ハ、身ヲ立テ道ヲ行ヒ、セメテハ先生ノ大恩ノ萬分一ニダニ、報井奉ラント思ヒ定メシニ、某ノ僅ニ波風荒キ浮世ニ出デ、西モ東モ分カヌ間ニ、早ヤ遠ク逝キ玉ヘルソ名残盡キヌ事共ナル。

先生ハ實ニ某ヲ知り玉ヘリ、先生ハ後進ノ輩ヲ慈ミ玉ヒ、某共ニ對セラレテモ陰ニ教ヘ導カセ玉ヒケル故、目ノ當リ先生ニ待ラサル折トテモ、其精神ニ勵マサレ、我レ自ラ我ガ驚馬ノ心ニ鞭チシコト幾度ゾヤ⁽³⁵⁾

なお安達はこのころ、以下のような事情で寄宿舎を離れている。この記事に従うならば、少なくとも安達は宮城宅

に寄宿していたわけではないことになる。

入学の後、最初は予備門の寄宿舎に入っておられましたが、前校長杉浦先生に代って古荘先生が校長となられましてから、寄宿舎規則の大改正が行われ、従来の自由放任主義から、厳重な軍隊式の拘束主義を取ることに相なりましたので、血の気の多い博士等は大に憤慨しまして、その不都合の点を列举して、請願と申しましようか、要求と申しましようか、古荘校長に手強く談判いたしましたのでありますが、この要求は無残にもことごとく拒絶せられましたので、他日の世界的大外交家もこの時ばかりは旗を巻いて退却するの止むを得ないという場合に立ち至りまして、一時、今日も現存して居るやうてありますが、九段坂上の松葉亭というところに下宿され、それから間もなく、本郷(37)台町の羽陽館という下宿屋に移られることとなったのであります。

いずれにせよ、このような形で官費制が途絶したことは、官庁附設型の「企業内教育」的機関としての司法省法学校(38)の終焉を象徴するものと考えられる。すなわち、近代的司法体制の担い手としてその養成が急務とされた司法官僚が量的な点で一応充足され、他に供給源を見出すことも可能(39)になったことにより、官立の高等教育機関たる帝国大学が司法官僚を「目前で作ることに固執しないことは当然」(40)の帰結であったのである。このことは、高級官僚育成機関と

しての帝国大学が、その中心を工料系から法料系へとシフトさせたことにより、法学部(法科大学)の拡大が生じたことを意味しており、後のいわゆる「法科万能」時代の濫觴(42)となったことを示すと同時に、本来法学部で中心的に育成することを求められていた筈の司法官僚への途が、他の高級官僚に比して必ずしも魅力的な進路として評価されな(41)い、という皮肉な結果を生む要因ともなったと言えよう。

この点に鑑みると、帝国大学進学を翌年に控えた安達が明治二一(一八八八)年秋、当時第一高等中学で法学通論を担当していた穂積陳重に宛てた書簡は興味深い内容である。安達はまず、当時の法学生徒を以下のように批判する。

生ツラツラ当今、国勢ヲ観ルニ法律学生ノ数日ニ多キヲ加ヘ遂ニ有識ノ士ヲシテ無職不平ノ徒ヲ生ジ、他日国家ノ害ヲ為サシムコトヲ恐レシムルニ至レリ。国家全局ノ上ヨリ利害得失ヲ論ズルコトハ姑ク措キ、日本法律学ノ為ニハ大ニ賀スベキコトナリト謂ハザルベカラズ。然レドモ、都下数千ノ法学生ヲ観ルニ大抵其志望偏少ニシテ民法商法等ヲ暗誦シ或ハ判事ノ職ヲ得、或ハ代言ノ業ニ従事セントスルモノニ非ザルハ無シ(45)。

実務法曹を目指す学生の志望を「偏少」であると辛辣に批評する安達こそ、まさにその養成を目的としていた司法

省法学校出身者ではなかったか。この安達の評言は、明治期の法学教育が一つのターニングポイントを迎えていたこととの証左となるろう。

安達は、法学教育が狭い意味での実務法曹養成に限られていたその時代に、自らの視野を広く国際社会へと向けることになる。すなわち、後年の外交官・国際法学者としての彼の活躍の萌芽は、既定の法学教育そのものへの批判的視座から発したのである。⁽⁴⁶⁾

夫レ我邦ハ当時疑ヒモ無ク弱少ノ国ナリ。少弱ノ国ヲ以テ列国ノ間ニ介在シ帝国ノ尊嚴ヲ損スルコト無ク内治外交ノ完全ヲ求メント欲セバ深ク国際ノ理法ニ通シ機変ニ処スル秀才アルモノ外交ノ衝ニ当リ、滿腔ノ熱心ヲ以テ之ニ従事セザルベカラズ。外交法律家ノ必要ナル此ノ如クナルニ、学生ノ進ミテ此学ニ従事セントスルモノノ少ナキハ、蓋シ此学他講科ニ比シテ更ニ困難多キト金錢上ノ利益少ナキトニ由ルナラン。嘆ズベキニ非ズヤ。生ヤ固ヨリ非才ニシテ聖世ノ贊物タルニ過ギズト雖モ、夙ニ国事ノ為ニ身ヲ致スノ志アリ。⁽⁴⁷⁾

これに対し穂積は「宜しい、大いに遣れ」と安達を激励したという。⁽⁴⁸⁾

かくして、明治二二(一八八九)年七月、安達は第一高等中学校を卒業した。その卒業証書は以下の通りである。

卒業證 山形県平民 安達峯一郎 明治二年六月生

右者当校所定ノ第一部学科國語及漢文 第一外国語仏語 第二外国語英語 羅甸語 地理 歴史 理財学 法学通論 哲學 體操 ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ 仍テ之ヲ證ス
明治廿二年七月十一日 第一高等中学校長從六位法學博士木下廣次 第七十一号

(三) 帝国大学法科大学時代

——カリキュラムの再構成

第一高等中学校を卒業した安達は、同年九月、帝国大学法科大学法律学科第二部に入学した。⁽⁵⁰⁾以降、明治二五(一八九二)年七月に卒業するまでの三年の間、安達は帝大生として過ごすこととなる。⁽⁵¹⁾しかしこの当時、旧民法を初めとする種々の法典が制定・施行され、それに即応する形で毎年のようにカリキュラムが変動していた。(表1)は、当時の史料に基づき安達が法科大学で受講した講義を再構成したものである。⁽⁵²⁾以下、これに基づいて、帝大における安達の修学状況について検討することとしよう。

明治二二(一八八八)年の学科課程改正には「諸学科、

本邦ニ成典若シクハ慣例アルモノハ之ヲ講習シ、其他法律学科第一部ニ於テハ英吉利法律、第二部ニ於テハ仏蘭西法律、第三部ニ於テハ独逸法律ヲ講習セシム」との文言が附

されていた。⁽⁵³⁾これに基づき、第一年において講義された「民法」はフランス民法であった。織田萬によると、その内容は「ムートルンのレベチヨン・シュール・ルドロア・シヴィルといふ原書を講讀するのが課業であつて、さして骨の折れるものでもなかった」という。⁽⁵⁴⁾しかし、明治二三（一八九〇）年四月に旧民法が一部を除いて公布されるなど「法典編纂の事業漸次進歩」したことを受け、同年九月より外国法は参考科として扱われることとなった。⁽⁵⁵⁾従つて、第二年の民法の講義は旧民法を編別に分割して行われたが、岡村輝彦が担当した民法証拠編の講義は「僅か二三回で中止」され、第三年で改めて土方寧が講義することとなった。⁽⁵⁶⁾

このような事態はしかし、必ずしも異例のものではなかつたようである。第三年において国際法の担当であつた熊野敏三の講義も、彼が「司法省の法律取調委員として劇忙な人であつた上に、胸の病に悩まされてゐたので、講義は僅か二回程であつた」とは缺講のままにすんでしまつた⁽⁵⁷⁾という。国際法の考究を志す安達のノートにおいてこの講義のものが見当たらないのは、恐らく以上のような事情によると思われる。織田萬は当時を振り返つて言う。

かやうな次第で、私もが大學で聞いた講義は、今日に比

べれば、科目も少かつたし、内容も亦至つて簡単なものであり、又休講がちなものもあつた。随つて自修の餘裕もあれば、遊ぶ時間もあり、⁽⁵⁸⁾先生ものんびりしてゐられるれば、學生もこせついでなかつた。

それでは、安達はいつたほどのような修学態度であつたのだろうか。この点を窺わせるものとして、ここで再び若槻禮次郎の追悼会上での回顧を引用しよう。

大學にホアソナード先生が講義に來られた。われわれはその講義を聞くことになつて居ります。ホアソナード先生は日本の法学が余り、まだ十分に發達しない際以來に來られて、まるで法律學のことを知らず、外國のこともよく知らぬような者に、法律を教えた人でありますから、非常に親切に話されるのであります。もう同じことを右のほうから例をあげ、上のほうから、下のほうから例をあげ、それはなかなか親切にやられるのであります。

何の課目であつたかちよつと忘れましたが、あるいは法理學のようなことであつたかと思ひますが、講義をせられた。あまりに親切でありますために、われわれ生意氣でありますけれども、どうも分かり切つたことをあまり話されるというやうな氣がして、私ばかりじゃなく、おそらくは顔を見ると織田君もいるが、織田君なども怠けた一人であらうと思ひますが、怠けてそこへ出ないのであります。⁽⁵⁹⁾

しかるに安達君は必ずそこへ出ておられる。勉強している。

〔表 1〕

	講義名	配当時間	担当者	『法律講義案集』での 名称	卒業証書への 記載
第一年度 (明治二二年九月～二三年七月)					
1	羅馬法	通年／三時間	穂積陳重	羅馬法	羅馬法
	民法	通年／七時間	木下廣次		仏蘭西法
	民法		ルヒリヨー		仏蘭西法
	刑法	通年／二時間	富井政章		刑法
	民刑訴訟手續実習	通年／二回	岡山兼吉		(記載無し)
英語 (随意)	通年／三時間	上田萬年		(記載無し)	
第二年度 (明治二三年九月～二四年七月)					
2	仏蘭西民法	通年／五時間	ルヒリヨー		仏蘭西法
	民法	〔不明〕	岡野敬次郎		(記載無し)
	民法 財産取得編	通年／三時間	富井政章	財産取得法	民法
	民法原理	通年／二時間	穂積陳重	人事法	民法原理
	裁判所構成法及民事訴訟法	通年／三時間	田部芳	民事訴訟法	裁判所構成法 及民事訴訟法
	刑事訴訟法	通年／二時間	寺尾亨	刑訴	刑事訴訟法
	民法 債権担保編	通年／三時間	〔梅謙次郎〕	担保	〔民法〕
	演習	通年／一回	寺尾亨		演習
			梅謙次郎		
民法 証拠編	通年／一時間	岡村輝彦		(記載無し)	
民法総論	通年／二時間	ホアソナード		仏蘭西法	
第三年度 (明治二四年九月～二五年七月)					
3	民法原理	通年／二時間	穂積陳重		民法原理
	法理学	通年／二時間	穂積陳重	法理学	法理学
	商法	通年／三時間	〔梅謙次郎〕	破産論・会社法	〔商法〕
	仏蘭西法	通年／四時間	ホアソナード		仏蘭西法
	憲法	通年／三時間	穂積八東	国家法論	憲法
	行政法	通年／五時間	穂積八東	行政法第一編・第二編	行政法
	国際法	通年／二時間	熊野敏三		国際法
	民法	通年／三時間	上方寧	証拠法	民法
	演習	通年／一回	松野貞一郎		(記載無し)
	〈法医学 (科外)〉	通年／一時間	岡本梁松		(記載無し)

おそらくその法理学を聞こうというよりも、ボアソナード先生がフランス語で講義をする、それを聞こうというのが最も熱心であったのではなからうかと思えます。

(中略) ボアソナード先生は出勤簿を必ずつける人であり、来る時すぐ出勤簿を出して呼んで、誰はブレザン、誰はアブサンということをつける、出勤簿の名前の始めにいつも私の名前がある、いつもアブサン、その次に安達君はいいつもブレザン、そこで安達君は非常にお気に入りであって、私も非常に嫌な奴らと思っておられたようであります。

これは誠にお恥ずかしいことを申し上げるのでございますが、それくらいに安達君は勉強家であって、専門の学問

本表は、各年度『法科大学年報』所載の「法科大学教員受持学科表」を元に、年報本文の記載、及び各年度『帝国大学一覧』本文の記載により作成したものである（明治23年度年報は東京大学資料研究会編『史料叢書 東京大学史 東京大学年報 第六巻』、東京大学出版会、1994年、540頁以下、明治24年度及び25年度年報は『文部省往復』のものに依った）。講義名は『年報』本文の記述に従っている。なお、第二年次の〈 〉を付した部分は逆に『年報』本文のみに記載のある講義である。

なお、本稿の趣旨に照らして、判明している範囲での『法律講義案集』との対応関係、及び〔写真2〕に掲げた安達の卒業証書の記載を付した。⁽¹⁾

(1) 〔写真2〕に明らかのように、安達の卒業証書においては「民法 商法 演習」を受け持った人物のサイン及び印章が無いが、その事情は不明である。

この人物の身分は「法科大学教授正七位法学博士法律学士」と書かれていることから、講師ではなく教授であり、そして「法学博士」の学位を受けていることを認識できる。安達が卒業するまでの間に学位を受けており、法科大学教授であり、その当時「正七位」であるという人物はそれほど多く存在するとも考えられないが、この点からは完全に特定をすることはできない。しかし、「法科大学教員受持学科表」等から、これはおそらく梅謙次郎であったと考えられる。（表中においては〔 〕を付した）。

（出口雄一・中一真子）

は固よりでありますけれども、語学は十分の
みこもという熱心があったために、外国人の
教師の講義には、生意気ではありますが、こ
なことは私どもは知っておるということでも、
必ず出て非常に勉強しておられたのであります。⁽⁶⁰⁾

ここからは、安達のフランス語研鑽への意欲
が以前と変わらず非常に高かったことが窺われ
る。司法省法学校が解体され、帝国大学に吸収
されていくこの時期はまた、自国語で自国法を
講義することが可能となる時代であった。法律
学が「ナシヨナライズ」⁽⁶¹⁾されるこの時期、従来
からのフランス語を用いたフランス法教育の必
要性が一層減じていったことは想像に難くない。
しかしその中で、フランス語修得への情熱を抱
き続けたことは、安達の個性の反映と見るべき
であろう。

その高い語学能力を買われて、安達は在学中
から通訳、翻訳を任されるようになる。⁽⁶²⁾その中
で特筆すべきものは、明治法律学校における、
お雇い外国人パテルノストロの国際法講義の通

訳であろう。明治二二年に明治政府の法律顧問として雇い入れられたパテルノストロは、明治二三年秋頃から約二年間に亘って、明治法律学校で国際法の講義を行ったが、安達はその通訳を任されたのである。

この人選にもまた、宮城浩蔵が関係していたようである。⁽⁶⁵⁾ 宮城は在学中の安達にしばしば通訳や翻訳の仕事を紹介していたことが、以下の歌からも窺われる。

都度々々の宮城博士の紹介に君の繁多や君の有能
数々の翻訳通訳何れとも君が学びの障りなかりし⁽⁶⁶⁾

宮城は、司法省においてはパテルノストロの通訳を行っていたが、明治法律学校での講義を依頼するのと前後して病を得、パテルノストロに安達を推薦したのである。以下、この周辺の事情が数首の歌となっている。

宮博士の病いたつかれしに困ぜられ博士の勧めにパ師の決心
早速とパ先生には本郷の君が寓居〔羽陽館〕へ君に請われし
会得する君には説くの要はなし唯説かれかし我側わがはたにて
機はかりかやとパ先生には折々とジエラストされつつ勢いきほつけられし
信まことじ得る人と信ずる偉なるかな全然委任の大なるさまの⁽⁶⁷⁾

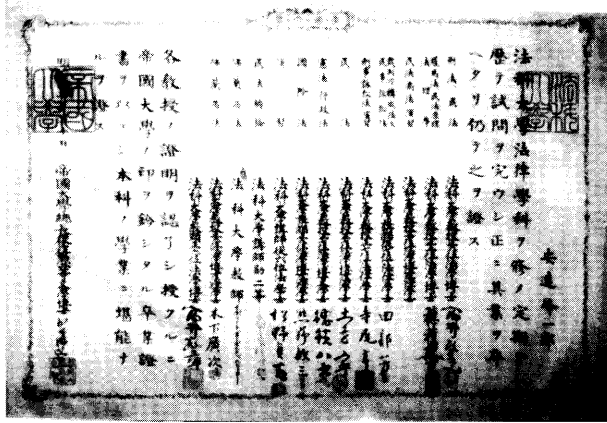
既に見たように、国際法の考究を志していた安達にとつて、この通訳の任は正に「説くの要は」無い役回りであったと考えられる。再び若槻禮次郎の回顧を引こう。

語学が上手であったために、国際法の講義をパテルノストロという人がやる、自分が通訳する、その間に国際法はちやんとのみこんでしまったのであります。私ども同級生としては、国際法は熊野敏三先生に教わったのであります。ただ熊野先生に教わらぬ前に、安達君はもうちゃんと国際法を心得てしまったのであります。それはパテルノストロの講義を通訳している間に、一方において通訳する、一方においては国際法を自分のものにしてしまうような、これはまことに便利な方法であります。ほかの者にはできぬのであります。⁽⁶⁸⁾ 語学に長じた者でないといふことはできぬのであります。

とはいえ、学生の身分での通訳はやはり拔擢と言うべきであろう。その通訳の様もまた、数首の歌として残されている。

初回なる講義の沁みて全堂の感動体をパ先生には
喜ばれ感傷けにも初めてと来朝てふの満足覚ゆと
職しやくを捨て本国くに離るるも遠隔とくつとも我意得たりと我業や見ゆと⁽⁶⁹⁾
また、必ずしもこの講義のことか定かではないが、安達が通訳を行っていた場に梅謙次郎も姿を見せたという。

知識界の時の識者を集めたり欧州帰りの梅、本野氏も
両氏とも壇に上がりてブラボーとコンプリマンコンプリマンし堅き握手を
二方を君知りたるは此時なり講演上の壇上にて⁽⁷⁰⁾



〔写真2〕安達の帝国大学法科大学卒業証書（明治25年7月10日付）。山辺町教育委員会提供。

なお、安達が通訳したパテルノストロの講義は、順次『法政誌叢』及び『明法誌叢』上に連載され、後に刊本として出版された⁽⁷²⁾。また、明治法律学校に限らず、和仏法律学校におけるパテルノストロの講義にも「必ず一緒にまわるのが常だった」という⁽⁷³⁾。安達は、このような通訳・翻訳活動を帝大卒業に至るまで活発に行っていたものと考えら

れる⁽⁷⁴⁾。

以上のような学生時代を終え、安達は明治二五（一八九二）年七月、帝国大学法科大学法律学科を卒業した。〔写真2〕はその卒業証書である。卒業後の安達は外務省試補に採用されると同時に、明治法律学校、和仏法律学校の講師に採用されたが、翌二六年七月に公使館書記生としてイタリヤに在勤となり、日本を離れる⁽⁷⁵⁾。安達はその外交官としての途を、師であるパテルノストロとの再会と共に踏み出すこととなるのである。

卒業後間もなく、P氏は帰伊されし君は再会れし羅馬の都に⁽⁷⁷⁾

- (1) 上京以前の安達の就学状況に関しては、後藤禮三「資料 安達峰一郎博士（一）」、研究山邊郷（山辺町郷土史研究会）第二号、一九九七年、一頁以下を参照。
- (2) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 通史 一』、東京大学出版会、一九八四年、七八七頁以下。また、中野実「帝国大学体制の成立とその改編の動向」（寺崎昌男編『近代日本における知の配分と国民統合』、第一法規出版、一九九三年に所収）、一三三頁以下、及び川口浩編『大学の社会経済史』、創文社、二〇〇〇年も参照されたい。
- (3) 手塚豊「司法省法学校小史」（手塚豊『明治法学校教育

史の研究(手塚豊著作集第九巻)』、慶應通信、一九八八年に所収)、三頁。なお、麻生誠教授はこのタイプの教育機関を「行政直轄型類型」としている(麻生誠『大学と人材養成』、中公新書、一九七〇年、六頁)。

(4) 『安達博士の生涯』(前掲『世界の良心 安達峰一郎博士』に所収)、三〇頁。

(5) 後にも若干触れるが、司法省法学校第一期生であり、明治法律学校の創立者となった宮城浩蔵は、同郷の人士と積極的に関わっていたとされる(渡辺隆喜『宮城浩蔵と天童人脈』、紫紺の歷程(明治大学大学史紀要)、第三号、一九九九年、一二一頁以下。なお宮城に関する資料については、明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史 第一巻 史料編Ⅰ』、明治大学、一九八六年、三一頁以下を参照)。ただし、安達に司法省法学校の情報をもたらしたのは、同じく山形の鶴岡から上京していた加藤幹夫からの書簡であった(前掲『安達博士の生涯』、三〇頁)。加藤は安達と同じく、司法省法学校に第四期生として入学している(前掲『司法省法学校小史』、九三頁)。

なお、明治初年度の高等教育に参与した者の多くは士族出身者であり、それを支えていた要因として、彼らの間に封建末期からの就学の慣行が定着していたことが指摘されている(天野郁夫『高等教育と社会移動』(天野郁夫『近代日本高等教育研究』、玉川大学出版部、一九八九年に所

収)、三六九頁以下)。この意味では、安達の父である久が地元への教育者でもあったことは興味深い(前掲『安達博士の生涯』、二九頁)。

(6) この点につき、E・H・キンモンス／広田照幸・加藤潤・吉田文・伊藤彰浩・高橋一郎訳『立身出世の社会史―サムライからサラリーマンへ』、玉川大学出版部、一九九五年が示唆的である。

(7) この点につき、三谷博『明治後半期における東京帝国大学と社会移動(上)』、東京大学史紀要、一九七八年、二〇頁以下を参照。

(8) なお、明治中期における慶應義塾の法学教育の様相からこの問題を分析したものとして、岩谷十郎『ウィグモアの法律学校―明治中期一アメリカ人法律家の試み』、法学研究(慶應義塾大学)、第六九巻第一号、一九九六年、二二八頁以下を参照。

(9) 安達の義理の父にあたる高澤佐徳は代言人として活動し、明治一四年に設立された山形法律学社の社長に選出されている(鈴木秀幸『地方・学生からみた初期明治法律学校』、明治大学史紀要、第一二号、一九九四年、八一頁以下)。このことが、法学教育という観点から安達に何らかの影響を与えた可能性も考えられる。

(10) 前掲『安達博士の生涯』、三一頁。

(11) 前掲『司法省法学校小史』、九〇頁。

- (12) 若槻禮次郎『明治・大正・昭和政界秘史——古風庵回顧録——』、講談社学術文庫、一九八三年、二〇〇頁以下。
- (13) 前掲「司法省法学校小史」、九〇頁。安達は赤沼金三郎に次いで二番の成績であったとされる(安達鏡子『歌集 夫安達峰一郎』、光和出版社、一九六〇年、一四頁以下)。
- 同歌集は安達の妻鏡子の手によるものであるが、その題材は少年時代にまで遡っており、性質としては回想録に近い貴重な資料である。
- なお、同じく第四期生の織田萬の回顧によると、次席は堀口九萬(熊)一であった(織田萬『司法省法学校とアッペル翁』(織田萬『民族の辯』、文藝春秋社、一九四〇年に所収)、五七頁以下)。
- (14) 安達は就学中に改名しており、その名前の綴りも一樣ではない(『追憶』 世界の良心・安達峰一郎博士——安達峰一郎博士永眠の地整備記念—、安達省三、一九九七年、七五頁)。本稿では原史料の引用の場合を除き「峰一郎」に統一した。
- (15) 前掲「資料 安達峰一郎博士(一)」、一二二頁以下。
- (16) 前掲「司法省法学校小史」、一〇一頁以下。
- (17) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、一六頁。
- (18) 前掲「司法省法学校小史」、一〇四頁以下。
- (19) 前掲「司法省法学校とアッペル翁」、五四頁。
- (20) アリヴェーに関して、西堀昭「ジャン・パティース・アルテュール・アリヴェー(一八四六一—一九〇二)」、(西堀昭『増訂版 日仏文化交流史の研究』、駿河台出版社、一九八八年に所収)、四八二頁以下を参照。
- (21) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、一九頁以下。
- (22) 「安達峯一郎博士追悼座談会」(前掲『世界の良心 安達峰一郎博士』に所収)、一三六頁以下。
- (23) 前掲『東京大学百年史 通史一』、七二六頁以下。
- (24) 小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書 1』、みすず書房、一九七三年、八頁。なお、(財)安達峰一郎記念館には、第一高等中学校時代に安達が筆記した数学他のノートが残されている。本稿においては紙幅の都合で取り上げることが出来ないが、後日改めて検討に附したい。
- (25) 前掲『東京大学百年史 通史一』、九七九頁以下。
- (26) 利谷信義「日本資本主義と法学エリート(一)」、思想第四九六号、一九六五年、一〇四頁以下を参照。
- (27) 中山茂『帝国大学の誕生 国際比較の中で』、中公新書、一九七八年、二三頁。
- (28) 織田萬『懐かしい一高時代』(前掲『民族の辯』に所収)、四〇頁以下。
- (29) 前掲『東京大学百年史 通史一』、九八六頁以下。
- (30) 『第一高等学校六十年史』、第一高等学校、一九三九年、九一頁以下。
- (31) 前掲『明治・大正・昭和政界秘史』、二三頁。

- (32) 前掲「司法省法學校とアツペル翁」、六〇頁。
- (33) 宮城については前註(5)を参照。
- (34) 前掲「地方・学生からみた初期明治法律学校」、八九頁。
- (35) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、二二頁。
- (36) 安達峯一郎「吊宮城浩藏先生文」、明法誌叢、第二二号、一八九三年、七一頁以下。
- (37) 前掲「安達峯一郎博士追悼座談会」、一三頁以下。なお、杉浦重剛が予備門長を非職となつたのは明治一八年一二月であり、後任は野村彦四郎であつた。野村はそのまま第一高等中学校長を務め、古荘嘉門が第一高等中学校長となつたのは明治二〇年六月のことである(前掲『第一高等学校六十年史』、九〇頁以下)。
- (38) 天野郁夫「法学系私学の生成と発展」(前掲『近代日本高等教育研究』に所収)、四二八頁以下。
- (39) この点では特に、明治一五(一八八二)年からの旧刑法、治罪法の施行に備える形で生まれた司法省法学校速成科の果たした役割が大きなものであつたと言えよう(前掲「司法省法学校小史」、一〇八頁以下)。
- (40) この点では、明治一七(一八八四)年一二月の判事登用規則、及び明治二〇(一八八七)年七月の「文官試験試補及見習規則」により、特定の私立法律学校卒業生に司法官僚への途が開かれたことに注目すべきである(前掲「法
- 学系私学の生成と発展」、四四八頁以下)。
- (41) 利谷信義「日本資本主義と法学エリート」、思想、第四九三号、一九六五年、三三三頁。
- (42) 前掲『帝国大学の誕生』、八八頁以下。
- (43) 前掲「法学系私学の生成と発展」、四五八頁以下。
- (44) この点につき竹中暉雄「国家試験制度と『帝大法科特権』」(本山幸彦編『帝国議会と教育政策』、思文閣出版、一九八一年)、三八八頁以下を参照。なお、近時の法学部改革構想との関連からこの問題を歴史的に検討したものとして、大久保泰甫「日本の法学部教育の歴史から見た法科大学院構想」、法律時報、第七二巻一号、二〇〇〇年、一八八頁以下。
- (45) 前掲「安達博士の生涯」、三二頁以下。
- (46) 安達がなぜ国際法という領域に関心を抱いたのか、その理由は必ずしも明瞭ではない。この時期の安達の知的営為に対し、誰が、あるいは何が影響していたのかという点の解明を含め、今後の検討に附したい。
- (47) 前掲「安達博士の生涯」、三三頁。
- (48) 安達峰一郎「国際法研究に就て」、国際法外交雑誌、第一一巻第三号、一九一二年、二一一頁。
- (49) なお、同年五月には、第一高等中学校予科の証書が授与されている(前掲「資料 安達峰一郎博士(一)」、一三頁)。

- (50) 明治二二(一八八九)年九月二四日付『官報』に、同月一七日に挙行された帝国大学入学宣誓式の記事と、学生の氏名が記載されている(『官報』第一八七二号、一八八九年、二二三頁)。なお、当時の入学宣誓式の様子については、中野実『東京大学物語―また君が若かったころ』、吉川弘文館、一九九九年、一一三頁以下に詳しい。
- (51) 明治二四(一八九一)年八月、法科大学の修業年数は四カ年に延長されたが(『東京大学百年史編集委員会編』『東京大学百年史 部局史一』、東京大学出版会、一九八六年、五六頁以下)、この改正は以降の新規入学者にのみ適用され、在学生には従前の三カ年の修業年数に即した学科規定が別途定められた。
- (52) なお、当時の帝国大学に関する史料については前掲『東京大学物語』、三〇頁以下を参照。
- (53) 前掲『東京大学百年史 部局史一』、四九頁。
- (54) 織田萬「諸先生の傍」(前掲『民族の辯』に所収)、九五頁。なおこの記事によると、民法の担当者にルヴィリヨ一の名は挙がっていない。
- (55) 前掲『東京大学百年史 部局史一』、五三頁。
- (56) 前掲「諸先生の傍」、九六頁。
- (57) 前掲「諸先生の傍」、九七頁。
- (58) 前掲「諸先生の傍」、九八頁。
- (59) 織田萬はボアソナードの講義について以下のように回顧している。「ボアソナードの講義は初めは通譯附で學生全部に聴かせることになつてゐたのを、英獨法の學生は通譯附ではお互に不便だとの口實の下に遁げてしまつた結果、私も佛法の學生のみか通譯なしに聴くことになり、全く以てありがた迷惑な次第であつた。それはボアソナードの極まり切つた講義を聴くには、私も學生の頭が少し進み過ぎてゐたからであり、又佛法學生のみが正課以外に課された特別の負擔であつたからでもある。さうして試験だけは結局當時の學長富井先生にお願ひして止めてもらつたのであつた」(前掲「諸先生の傍」、九七頁)。
- (60) 前掲「安達峰一郎博士追悼座談会」、一三七頁以下。
- (61) 穂積陳重「法律の學語」(穂積陳重『法窓夜話』、岩波文庫、一九八〇年に所収)、一九〇頁以下。
- (62) 確認できる最も初期のものとして、明治二三年一〇月、法学協會雜誌、第七九号の、ルヴィリヨ講述「買賣三關スル擔保ヲ論ス」の翻訳がある。
- (63) パテルノストロについては、森征一「司法省お雇ひイタリア人アレッサンドロ・パテルノストロ米日の経緯」、法学研究(慶應義塾大学)、第五三卷第一二号、一九八〇年、二六五頁以下、森征一「パテルノストロと条約改正」、法学研究(慶應義塾大学)、第六九卷第一号、一九九六年、四三頁以下、及び、森征一「明治政府お雇ひ法律顧問パテルノストロと伊学協会」、日伊文化研究、第三六号、一九

九八年、二五頁以下を参照。

(64) 宮崎繁樹「明治大学と国際法」、明治大学社会科学研究所紀要、第三五巻第二号、一九九七年、一六〇頁以下。

(65) なお、一又正男『日本の国際法学を築いた人々』、日本国際問題研究所、一九七三年、一八頁は、安達が選ばれたのは岸本辰雄の推薦とする。

(66) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、一六頁以下。

(67) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、二八頁以下。

(68) 前掲「安達峰一郎博士追悼座談会」、一三五頁。なお、本文に見たように、実際には熊野の講義は殆ど行われなかったようである。

(69) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、二九頁。

(70) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、二九頁。なお、梅が帰国したのは明治二三年八月九日である(前掲『東京大学百年史 部局史一』、五三頁)。

(71) この点に関しては、当該雑誌が端本の形でしか現存していないため、その連載を初回から確認することは出来ない。最後の連載は「国際公法終講ニ際シ日本青年ニ望ム所ヲ述ブ」、明法誌叢、第八号、明治二五年一〇月のものである。

(72) パテルノストロの国際法講義の刊本については、前掲「パテルノストロと条約改正」、四八頁以下を参照。

(73) 豊島三三夫「安達峰一郎博士と国際法」(前掲『追

憶』世界の良心・安達峰一郎博士』所収) 一六頁。

(74) その一端を前掲「安達峰一郎関係資料目録および略年譜」、六七頁以下に示した。参照されたい。

(75) 明治法律学校においては、明治二五(一八九二)年一月調「教員姓名資格書」に、同年九月二〇日に安達が任用された旨が記載されている(前掲『明治大学百年史 第一巻 史料編I』、四〇七頁以下)。また、和仏法律学校においては、同年八月の明法誌叢、第六号の「來学期に於ける科目及び擔當講師」に「問答會 商法」の担当者として記載がある(法政大学百年史編集委員会資料部会編『法政大学資料集 第二集』、法政大学、一九七九年、六八頁以下)。

(76) なお、これ以降の安達の経歴に関しては、前掲「安達峰一郎関係資料目録および略年譜」、八四頁以下を参照されたい。

(77) 前掲『歌集 夫安達峰一郎』、三三頁。

(出口雄一)

二 『法律講義案集』の分析

『法律講義案集』⁽¹⁾ は和装本全一六冊から成る史料であり、慶應義塾大学図書館が所蔵している。装丁は各冊ともほぼ同じである。表紙に添付されたラベル用紙も共通であり、

時を同じくして製本されたものと考えられる。

中に用いられている原稿用紙の種類は様々であるが、最も多いのは「講法会」の原稿用紙である。「講法会」とは、明治法律学校において地方学生の便宜を図るために明治二〇（一八八七）年に設立された組織であり、パテルノストロの国際法講義もここから出版されている。⁽³⁾『法律講義案集』のうち最も古い「法学通論」のノートにおいて、既にこの原稿用紙が使用されている事実は、第一高等中学校在学中から安達が明治法律学校と何らかの関係を有していたことを示すものとして興味深いものと言えよう。

以下、各ノートの紹介に移るが、解説に当っては次のような方針に従った。

- ・資料の配列については、慶應義塾大学図書館の配架記号の順に従った。
- ・それぞれの資料の解説については、まず書誌的な事項、次にノートの筆記内容から講義の骨格、さらには講義内容におよぶ検討を行い、必要に応じて講義のなされた年度についての考証を踏まえている。ただし、叙述の文体や順序、註釈の有無などは解説の担当者の任意によった。
- ・史料料からの引用については、出来得る限り原文に忠実

にこれを行った。

『担保』（JR 19 634 1）

表紙には題名として「担保」とあり、また、「安達」の署名が記載されている。一丁表の第一行目に「民法債権担保篇講義」と記載されていることから、民法の講義であることは明らかである。全丁数は一三六丁であり、筆記は、全体にわたり黒色の筆書きでなされているが、欄外に朱色の筆書きが見られる箇所もある（たとえば、五丁裏、六丁裏、八丁表）。添付紙片はない。

本講義は、大きく分けると二つの部分から成っている。すなわち、「対人担保（今日でいう人的担保）」（明示されていないが、これが第一部にあたる）と「（第）二部物上担保」とである。

本講義録は、まず総論から始まる（二丁から九丁裏まで）。続いて、第一部にあたる「対人担保」（二〇丁表）に関する記載がある。第一部は、「第一章保証」から始まる（二〇丁表）。本章は、「第一節総論」（ここでは保証の性質、種類などが講じられている）（二〇丁表）、「第二節効果」（二二丁表）「第三節保証ノ消滅」（四四丁表）から成っている。次に、第二章にあたる「連帯」が講じられる（四七

丁表)。本章は、「第一節受方連帯」(四七丁表)と、「(第二節)働方連帯」(六三丁表)とから成っている。続いて、第一部の最終章である「(第)三章任意ノ不可分」が講じられる(六四丁裏)。

第二部「物上担保」(六五丁裏)は、「(第一章)留置権(六五丁裏)」、「(第)二章質」(七一丁表)、「第三章先取特権」(九七丁表)、および、「第四章抵当」(一二〇丁表)の、四章から成っている。第一章は、特に節をたてていない。第二章は、第一節にあたる「動産質」(七四丁裏)と第二節にあたる「不動産質」(九〇丁表)とから成る。第三章は、「第一節動(産)、不(動産)ニ関スル一般ノ先取特権」(一〇〇丁表)、「第二節動産ノ先取特権」(一〇八丁表)、および、「第三節不動産特別先取特権」(一一八丁表)とから成っている。最後の第四章は、第一節にあたる「総則」(一二〇丁表)、「第三節債権者間抵当ノ効力」(一二三〇丁裏)、および、「第四節第三取得者ニ対スル効力」(一二三四丁表)とから成っており、第二節は、記載がない。

一丁表に、「九月十一日開講」の記載があり、他の箇所にも講義の行われた日の日付の記載がいくつかあるもの、年に関する明示はなく、かつ、それを推測する手がかりとなるようなものの記述も見当たらない。

「九月十一日開講」と記載のある第一回講義の冒頭に「民法債権担保篇講義」と記される様に、本講義は明治二三(一八九〇)年四月二一日に公布された旧民法債権担保篇を対象としている。講義冒頭、「民法ハ諸法律中尤モ大部分ノモノニシテ法律ノ基礎トモ称スベキモノ」と謳われ、その講義方法については、あえて逐条的な解説は為さずに、「学問ノ研究スベキ原分ハ法文ノ表裏ニ存在スル」ので、「法文ヲ引キ(中略)法律上ノ理論ヲ述ブルノミナラズ自然法ヲモ述ベ法ノ良否ヲモ研究スベシ」というもので、一定の難しい講義者の思想の一端を示している。さらに「日本法律ヲ用キタルノミニテハ原意明カナラザルコトモアル故ニ原法則チ仏法ヲモ参照シテ又以太利法律ヲモ参照セントス」と述べ、旧民法の母法たるフランス法、さらにはイタリヤ法との比較研究をも目指していることが宣言される。

(鈴木一雄)

『法学通論』(JR 19 654 2)

本講義録の表紙には題名として、黒毛筆で「法学通論」と記されたラベルが添付され、その下に同じく黒毛筆で「安達」と記されている。全丁数は八九丁であるが、六五丁及び八九丁は半丁のみとなっている。使用されている筆

記具は黒の毛筆であるが、鉛筆による書き込みも見られる。添付紙片は存在しない。

本講義は大きく「総論」と「各論」に分けられているが、後者には一月足らずの時間が充てられているに過ぎず、講義の大半は前者が占めている。総論部分は更に二編に分けられており、第一編の内容は「第一章 法学通論ノ本義」（二丁表）、「第二章 其目的」（二丁裏）、「第三章 法学及法術」（二丁表）、「第四章 法学ノ種類」（四丁表）、「第五章 法律ノ定義」（六丁表）、「第六章 法律ノ種類（分類）」（九丁表）、「第七章 法律ノ淵源」（一五丁表）、「第八章 成文法ノ起源」（二一丁裏）、「第九章 法律ノ変更及廃止（又ハ廃棄）」（二四丁裏）、「第十章 法律ノ解釈」（二六丁裏）、「法律ノ適用及効果」（三二丁裏）、「第十二章 法律ノ制裁」（六六丁表）、第二編の内容は「第一章 権利」（七三丁裏）、「第二章 義務」（七七丁裏）、「第三章 権利義務ノ種類」（七九丁表）、「第四章 権利ニ関スル重要ナル概念」（八四丁表）となっている。また、各論部分は「一 憲法」（四四丁表）、「行政法」（四九丁表）、「第三民法」（五一丁表）から成っている。丁数表示から分かるように、この部分は総論第一編の第一章にあたる「法律ノ適用及効果」の間に綴じられているが、日付が五月二一

日から開始されていることから考えると、本来八九丁の後ろに続くべきものが何らかの理由で綴り間違えられたものと思われる。

本冊では一丁表の日付に「明治廿一年十月四日」という形で講義の行われた年度が記されている。安達が帝国大学法科大学に入学するのは明治二二（一八九九）年のことであり、従って本講義はその前年、第一高等学校在学中のものと考えられる。このことは、『法律講義案集』が必ずしも安達の大学時代のノートとは言いきれないという事実を示すものであり、史料の性質を見極める上で重要と思われる。なおこれと関連して、一月一五日、「第十五回分」とあるところには、「第二学期」という書き込みが見られる。

本冊の冒頭には「法学通論 博士穂積君陳述」と掲げられており、講義名及び担当者が明瞭に示されている。法学通論は、明治一四（一八八一）年にその設置向が東京大学総理加藤弘之により文部省に提出されているが、これはイギリス及びドイツ留学から帰国して東京大学法学部勤務となった穂積陳重の進言が取り入れられたものとされる。すなわちこの「穂積君」とは穂積陳重であると考えて良い。なお、法学通論はこれ以降法・文学部及び法科大学第一学

年に配当されるが、明治二一（一八八八）年一月の法科大学評議会において、理財学と共に高等中学校に移されることとなる。⁽⁵⁾

陳重自身は法学通論につき、初学者に対し法の大意を示すものと位置付けているが、⁽⁶⁾明治一七（一八八四）年に法学通論を受講した平沼騏一郎は「通論といっても中々詳しいもので、分析法学・沿革法学・比較法学についても概念をえさせるために、縦に歴史上から、また横に比較して示された」と回顧している。⁽⁷⁾本冊においても、法律用語にはカナあるいは原語を併記する場合が多く、随所に英仏等における学説や実例、あるいは歴史的沿革を引いた部分が見られる。また、欄外の書き込みも極めて多く、講義の内容の充実を示している。

安達は明治二一（一八八八）年秋、陳重に「志ヲ書シテ清鑑ヲ仰ク」と題した一書を以って、⁽⁸⁾国際法を自らの専門分野として考究する旨を述べているが、これはちやうど法学通論の講義と重なる時期に書かれたものであり、帝国大学卒業後の安達の国際社会での活躍の伏線を、この講義及び陳重との交友に看取ることが出来る。⁽⁹⁾

なお、安達の妻鏡子が以下のような歌を残している。

神尾隆雄先
 穂恩師が君が法学通論答案に全然満点被下しなど⁽¹⁰⁾

(出口雄一)

『証拠法』(JR 19.654.3)

本史料表紙には題名として、「証拠法」と記されたラベルが添付され、その下に同じく黒毛筆で「安達」と記されている。なお、本資料一葉目には「民法証拠篇」と見え、これが正式の講義名であったことが分かる。全丁数は七三丁である。使用されている筆記具は黒の毛筆である。

添付紙片が一葉存在する。「一」から「八」までの箇条書きで「証拠法ノ目的」「証拠ノ定義」等と記されており、講義のおおまかな構成を示すものと思われる。ただし、実際にノートに記されている章立てとは必ずしも一致していない。

明治二三（一八九〇）年四月二日に公布された旧民法の証拠編は「証拠」と「時効」の二部構成になっており、前者は更に「総則」「第一章 判事ノ考覈」「第二章 直接証拠」「第三章 間接証拠」に区分されている。だが本講義はこの順番に沿っておらず、またいわゆる逐条解説の形態を採っていない。明瞭な章立ては行われていないようであるが、主な内容は以下の通りである。「証拠法ノ目的」

(二〇丁表)、「証拠法ハ法律ノ何レナリヤ」(二一丁表)、「証拠法ハ民事刑事ノ区分スヘキモノナリヤ」、「証拠法ハ国際私法上如何ナル種類ノ法律ト見做スヘキヤ」、「適用ノ区域」(二二丁表)、「証拠ノ定義」(二六丁表)、「種類及区分」(二二丁裏)、「証拠ニ関スル訴訟」(二七丁裏)、「第三章(これは講義の編別ではなく、法典の編別を示したに過ぎないようである―筆者註) 間接証拠推定」(三二丁裏)、「推定ノ分類」、「事実ノ推定」(三四丁表)、「英証拠法の規則」(四四丁表)、「直接証拠」(四五丁裏)、「口頭自白」(四六丁裏)、「裁判外自白」(五三丁裏)、「私署証書」(五六丁裏)、「第二款 署名、捺印セサル証書」(六二丁裏)、「公正証書」(六四丁表)、「反対証書」(六五丁裏)、「追認証書」(六七丁表)、「証書謄本」(六八丁裏)、「証人の陳述」(七〇丁裏)。

文中において講義の年度を確定しうる直接の記述は存在しないが、旧民法証拠編が公布されたのは明治二三年四月であり、ノートの中にこれと対応する条文番号が付されていることから、明治二三年度以降の講義であったことは確實である。明治二三年九月に「法典編纂の事業漸次進歩し、法典も随時発布され」たことを受けて学科改正が行われており、その第二年度に「民法証拠編」が「一年間 毎週一

時」講義される旨定められている⁽¹¹⁾。しかし、前章に見たごとく、この講義は実質ほとんど開講されなかったとされており、証拠法は翌年に改めて講義されたのである⁽¹²⁾。従って本講義は、おそらく明治二四(一八九一)年、安達が法科大学三年生の時に行われたものと考えられる。

本講義の担当者特定する記述はノート中には見出されない。講義の内容は、旧民法証拠編のうちの第一部「証拠」の部分解説したものである。上述したように、講義は必ずしも法典の編別に沿わずに行われており、特に前半部分においては、その解説に際してフランス民法の条文が多く付されている。その一方、フランスに限らず、イギリスにおける定義や学説の紹介が広汎に行われているのも特徴的であると言えよう。

もう一点述べておこならば、特に後半部分の具体的な条文化解釈において、しばしば「ボ氏曰く」といった表現でボワソナードの解釈が引かれていることが挙げられる。周知のとおり、ボワソナードは旧民法のうち、自らが編纂に携わった部分についていわゆる『プロジェクト』(起草理由書)⁽¹³⁾を著している。これらの記述は、法科大学の講義においてこの『プロジェクト』がある程度の権威を持つて扱われていたことを示すものとして興味深い。(出口雄一)

『行政法』(JR 19 654 4) (JR 19 654 9)

「行政法」の講義ノートは二冊の綴りからなる。一冊は表紙に講義名などの記載がないノートであり(註19 654 4)、全丁数は一一八葉。他方は「行政法」と記されその下に「安達峰一郎」の蔵書朱印が押されており全丁数は一〇二葉から成る。以下に記すように両者は明らかに同一講義の筆記であることから、前者は何らかの事情でノート表紙から講義ラベルが剝落したものと考えられる。ここでは両者を併せて考察の対象とする。

ノート中には紙片綴り一部、紙片五部が添付され、このうちの紙片綴りには安達の名前が付記された「行政法大綱」と題する本講義の章立てが記されている。恐らく安達本人の手になるものであろう。

二冊のノートに残る講義日付から、本講義は安達峰一郎の最終学年在籍時に為されたものであることが推測される。二冊のノートに記載された本講義は大きく五篇からなり、その内容は、第一篇・行政法理汎論、第二篇・行政組織、第三篇・外務行政、第四篇・司法行政、第五篇・内務行政となっている。ただし、筆記の際の不都合からか、章や篇の数字が記されていない部分も多く、全体的な俯瞰を得る

ことが若干難しくなっている。

この点で先に記した「行政法大綱」と題された紙片にはより体系的にしかも細目に互る目次が記されており、ノート上の記述とはいささか異なる部分があるにせよ、当時の行政法講義の骨格が見て取れる。要点のみ摘記しておく。

【第一篇 行政法理汎論】 第一章 行政法学(歴史・現今ノ研究方法)、第二章 行政法綱目、第三章 行政ノ本務、第四章 行政規則(法規・規程)、第五章 行政ノ形式(規則・契約・処分・登記・裁決・命令・特許)、第六章 大権及行政

【第二篇 行政組織】 第七章 普通行政、第八章 地方行政、第十章 市町村組織(同地方行政・同中央(普通)行政)、第十一章 郡、第十二章 府県、第十三章 中央行政汎論(管制・任官・職務・行政裁判・訴願・請願・職権及権限争議)

【第三篇 行政各部法規】 第一 外務行政(機関・条約)、第二 司法行政(司法事件・裁判・司法行政・訴訟事件・非訟事件)、第三 資産行政(国庫・国家ノ財産・国家ノ歳出入)

【第四篇 内務行政】 内務行政ノ定義、警察行政(治

安警察・司法警察・特別警察)、造営物行政(物・営業・方法)、特別行政(商事・交通行政・社会経済行政)

右に明らかな通り、前記したノート上の編別では、外務行政と司法行政が独立した章を構成するのに対し、この「大綱」では異なる。

本講義ノートの内容的なコメントを若干しておきたい。

一冊目のノートは二篇から成る。第一篇は行政法総論(一部、行政作用法を含む)、第二篇は行政組織法、九〇丁以降は行政救済法(行政裁判法)について書かれている。當時は府県が国の下部機関であり、完全な自治体ではなかったため、地方行政は市町村を中心に書かれており、府県の役割は市町村の監督機能を中心に書かれているようである。また二冊目については、外務行政の部分では公使や領事の権限や条約の効力など、現在では国際法の分野で語られるものも含まれる。また、司法行政についても、行政裁判以外の分野は現在では行政法の分野には含めないであろう。当時の整備されつつあった学問体系の段階が記される内容といえよう。

付言するならば、「国際法」関係のノートが見つからない現状で、在外機関について記されているこのノートは、

いわば国際法に関連した内容が記されている唯一のノートといってよい。確かに本来の行政法の分野である内務行政に対する外務行政という視点から書かれた箇所であり、しかも組織論のみの講義とはいえ、本ノートは、外交官としてまた国際法学者として活躍する安達の修学時代における国際法的知識の摂取の一齣を記す貴重な資料といえよう。(小坂拓也)

『民事訴訟法』(JR 19 654 5)

本冊子は安達が学生時代に受講した科目のうち、民事訴訟法について書き取られた講義ノートである。表紙には『民事訴訟法』という題名と「安達」のサインがある。本講義ノートは、全一〇八丁から構成されている。筆記具は筆書き、添付された紙等は特にならない。

本冊子から窺われる講義の内容は以下のような構成をとっている。大まかな構成としては、総論(二丁裏)、第一編 訴訟ノ主格(九丁表)、第二編 訴訟手段(三九丁表)、第三編 上訴(八七丁裏)、第四編 再審(九六丁裏)、となっている。総論は、第一章 民事訴訟(二丁裏)、第二章 訴訟の目的事物(三三丁表)、第三章 民事訴訟ノ行ハルル範圍(六丁裏)、で構成される。第一編

訴訟ノ主格、は第一章 裁判官ノ事(九丁表)、第二章 当事者(二九丁裏)、の順で構成される。第二編 訴訟手段は、第一章 総論(三九丁表)、第二章 地方裁判官訴訟手続(六三丁表)、第三章 区裁判官訴訟手続(七六丁裏)、第四章 控訴訴訟手続(七八丁表)、第五章 禁治産処分手続(八二丁裏)、第六章 仲裁手続(八五丁表)、第七章 公示催告手続(八六丁表)、となっている。第三編 上訴、は第一章 総論(八七丁裏)、第二章 控訴(八七丁裏)、第三章 上告(九二丁表)、第四章 抗告(九四丁表)、からなる。第四編 再審は章立てはなされていない。

本講義ノートの五丁裏から六丁裏まで「民事訴訟法成立ノ歴史」というタイトルで民事訴訟法の成立までの過程が紹介されている。そして六丁表に民事訴訟法が「本年一月一日ヨリ実施スルトナレリ」との記載がある。旧民事訴訟法の施行日が明治二四(一八九一)年一月一日であることから、本講義ノートの元となる民事訴訟法の講義は明治二四年九月、すなわち安達の法科大学在学最終年度になされたものであることがわかる。本講義ノートに記載された講義日の中で判別できる日付は、一〇月二二日、一〇月二九日、十一月一九日、十二月三日、四月一六日、五月二六日、六月二日、六月一日である。そして一〇月二九日から一

二月三日まではすべて木曜日であることから、本講義は原則として木曜日に開講されていたことが窺われる。

本講義の担当者は、安達の卒業証書に記載されていた担当者名等から、田部芳であると思われる。そして、当時のカリキュラム及び、講義ノートの内容から推察し、本講義の正式名称は「裁判所構成法及民事訴訟法」であったと思われる(本稿〔表1〕を参照)。

本講義は明治二四(一八九一)年に施行された旧民事訴訟法について条文の逐条解釈といった形で体系的になされていたように思われる。しかしながら、度重なる改正のためか現行の条文と合致しない。また、民事訴訟法の講義の途中から裁判所構成法に内容が変わっているところがあり、講義方法としては、民事訴訟法の講義をしつつ、必要な部分で裁判所構成法の講義を挟んでいたのではないかとと思われる。旧民事訴訟法および裁判所構成法の条文の記載は多いが、それがどちらのものであるかは一見判然としない(番号のみの記載)。

本講義の初回すなわち講義ノートの冒頭たる二丁表にはいくつかの参考文献が紹介されており、学生は具体的にはこれらの文献を使用しつつ講義にのぞんでいたと思われる。そこには『訴訟法講義』(中央法曹(学)会出版)、『訴訟

法釈義』（三坂重人 著）、『民事訴訟法講義』（本多康直、今村伝行 共著）などがあげられている。（石鍋謙吾）

『物権法』（JR 19 654 6）

本冊子は安達が学生時代に書き取った講義ノートのうち、物権法に関するものである。表紙には『物権法』の題名が記載され、「安達」のサインが表紙の左下に書かれている。全丁数は一二〇丁であり、筆記具としては全体として筆書きとなっているが、部分的に鉛筆で書き込まれた形跡がある。添付紙片はない。

本講義の骨格としては、細かい章立てはなされていないが、所有権（五丁裏）、用益権（六四丁裏）、賃借権（八六丁表）、永借権（二〇二丁表）、地上権（二〇三丁表）、占有権（二一〇丁表）の順で講義は進められている。所有権についてのみ章立てがなされており、その構成としては、第一章 所有権（五丁裏）、第二章 所有権沿革（一七丁裏）、第三章 所有権の定義（二五丁裏）、第四章 所有権の種類（四二丁表）、第五章 他物権（四九丁表）となっている。

本講義ノートから発見される日付は、九月一四日（五丁表）、九月一八日（八丁表）、一〇月一六日（二〇丁裏）、

一〇月二三日（二二丁裏）、一〇月二六日（二五丁表）、一月一日（三三丁表）、一月六日（三三丁表）、一月九日（三五丁裏）、一月一三日（三八丁裏）、一月一六日（四一丁表）、一月七日（四五丁表）、二月一日（四八丁表）、二月二日（五三丁裏）、二月二四日（五五丁裏）、二月八日（五九丁表）、三月一日（六四丁裏）、七八丁裏、八二丁裏）、四月二日（八六丁裏）、四月二二日（八九丁表）、四月二九日（九四丁表）、五月九日（九七丁裏）、五月一三日（一〇一丁表）、五月二〇日（一〇七丁裏）、六月六日（一二七丁表、一二〇丁裏）、である。そしてこれらの日付から講義の行われた年を考えてみると、日曜日に講義が行われなかったということを前提とした場合、明治三三（一八九〇）年は九月一四日が、明治二四（一八九一）年は九月一八日が、明治二一（一八八八）年は一〇月一六日が日曜日にあたり、本講義がなされたとはいえない。そして明治二二（一八八九）年のみがいずれの日付も日曜日にあたらないことから、本講義は明治二二年、すなわち安達の帝国大学法科大学における初年度になされたものではないか、と推測される。

本講義の実際の講義名は当時の法科大学におけるカリキュラムから「民法」であると思われる。しかし、民法につ

いては複数の講義が存在するため、その担当者が誰であったかは不明である。もっとも、前述の年代考証から本講義が明治二二年(一八八九)になされたとすれば、当時の第一学年の民法の担当者が木下寅次およびルビリョーであったことから、そのいずれかによってなされた可能性が指摘される。ちなみに五丁表に参考文献が記載されているが、その中にルビリョーの著書が含まれている⁽¹⁴⁾。

内容としては、旧民法(明治二三年法律第二八号)の民法財産編、物権法についての解説である。講義は特に精密に章立てがなされて進行していたわけではないが、民法財産編の条文の順序、すなわち、総則、所有権、用益権、賃借権、永借権、地上権、占有権の順になされている。もっとも、この時期はまだ旧民法が公布されていないことから条文の逐条解釈といった形式ではなされておらず、講義ノートの中には民法の条文は見うけられない。

特に所有権については詳細に学説が紹介されており、所有権の性質につき、先有説、加工説、契約説、法定説、等が詳細に検討されている。(石鍋謙吾)

『商事契約及破産論』(JR 19 654 7)

『会社法全』(JR 19 654 8)

ここで扱うのは、「会社法全」、「商事契約及破産論」とそれぞれ表題が付され、安達の署名を持つ二冊の講義ノートであるが、両者併せて一つの「商法」の講義を構成していたと考えられるので、ここでは「商法」として二冊を同時に紹介することにした。

まず「会社法全」の総丁数は八一丁半、「商事契約及破産論」は六〇丁半であり、二冊あわせると一三九丁となる⁽¹⁵⁾。記述は主に原稿用紙に筆書きでなされているが、途中一部鉛筆書きによるもの、筆記具は特定できないものの紫色の筆跡も見られる。また、ノートの間には紙片が含まれているが、内容と関係のないと思われるものもあり、安達峰一郎自身が故意に挿んだのではなく、彼の手元からノートが離れた後、何らかの事情で他の講義ノートから紛れ込んだものと解するのが適当であろう。

一丁表一行目に「商事会社 汎論」とみえ、まず会社の要件は「三事ノ研究」として三つに分けられて考察されている。(一)定義、(二)民商会社の差、(三)沿革となっており、五丁裏までにわたり言及されている。ここまでは本ノートにおける第一編と考えることができる。

第二編と考えられる箇所はその中で更に五章に分けられ、第一章通則、第二章持分会社、第三章株式会社、第四章共

算商業組合、第五章「商社会社ノ形ヲ具ウル民事会社」になつてゐる。第一章は五丁裏から二一丁裏まで充てられ、第一節(一)目的、(二)出資、第二節商社会社の特則、という風に更に節に分けられて講じられてゐる。第二章は二一丁裏から五〇丁裏まで、同じく以下のような節に分けられてゐる(第一節定義、第二節成立要件、第三節社員権義、第四節管理、第五節会社解散)。五〇丁裏から七四丁裏までは第三章であるが、株式会社という商法の中核をなす部分だけあつてかなりの細目に分けられて講義がなされてゐる。第一節設立は第一款発起、第二款成立条件、第三款a商号b名簿、第四款株式に区分されてゐる。第二節会社管理は、第一款として取締役と監査役がa選任b権限c責任d解任という順に論じられたあと、株主總會、(一)招集者、(二)方法、(三)時期という項目に応じられて述べられ、第二款株主の義務、第三款会社の義務、第四款会社検査が続いてゐる。最後に第三節として会社の消滅は第一款定款の変更、第二款解散、(一)原因、(二)手続、(三)結果、第三款会社清算となつてゐる。

第三編の商事契約は八一丁表からはじまる。第一章商事契約総則、第二章代理、第三章質、第四章指図証券及無記名証券の四章に分けられて講じられてゐる。第一章は八一

丁裏から一〇〇丁裏まで充てられており更に六節に区分される(第一節契約の取結、契約の証拠、第二節契約の履行(一)目的物、(二)期日、(三)場所、第三節履行の結果(一)履行に付き特約なき時、(二)違約金を約せる時、第四節交互計算、第五節留置権、第六節時効)。第二章代理は一〇〇丁裏から一〇一丁表まで、第三章質は一〇一丁裏から一〇三丁表までが充てられてゐる。第四章指図証券及無記名証券は一〇三丁表から一二八丁裏まで細目に分けられて講じられてゐるもの、これまでのように節に区分されずかなりおおまかな区切りであるとみえる。例えば、手形、為替手形、引受、支払、償還請求、為替金額、拒証書などの文字が大きく見出しとしてつけられてゐるが、これはまず手形について大まかな説明を施した後、為替手形についての詳細を引受、支払という順番で講じたものと言へよう。

第四編と思われる破産は一二九丁表から一三九丁表まで充てられてゐる。その内容は(一)破産開始、(二)効力、(三)破産機関に区分されて論じられてゐる。

一丁表に一一月二日との記載があり、これより講義が始まり、一三一丁裏に六月七日との記載が見えることから講義が始まった年の翌年のこの月日に講義が終了したものと

と解することができる。ここで、講義の年はいつかという問題であるが、カリキュラムによれば商法の講義が最終学年に充てられていることから、明治二四(一八九一)年から二五(一八九二)年にかけて、すなわち安達が卒業するまでの一年間に行なわれた講義とみることができよう。

この当時に発行された商法の著作、例えば岸本辰雄・長谷川喬『商法正義⁽¹⁷⁾』や磯部四郎『商法釈義⁽¹⁸⁾』などと比べると本ノートは条文に沿って講義がなされてはいるものの、かなりの独自性が見られる。例えば条文にない説明がなされていたり、前述の著作ではドイツ法やフランス法にほぼ限られるのに対して、ローマ法や他の国の商法に言及するなど広範に亘る比較法的視点で書かれていることに気づく。また、安達は法律学科第二部の学生であったが、基本的な科目は各部共通であったため、フランス法に対するかなりの知識が講義ノートから窺えるものの、極めて一般的に明治二三(一八九〇)年に公布された商法典の概略を伝えようという意図が伝わってくる構成となっている。

(中一真子)

『人事法』(JR 19 654 10)

本講義ノートの表紙には題名として「人事法」とあり、

「安達」の署名が見える。一丁目冒頭には「民法原理」と記載され、考証の上からこちらが本来の講義名であると考えられる。全丁数は六五丁である。筆記は、全体にわたる黒色の筆書きでなされているが、朱色の筆書きで、本文への傍点等の付加や欄外への書き込みがなされている箇所も散見される(たとえば、一一丁裏、一三丁表)。添付紙片が一枚ある。これには、婚姻形態に関する記述がなされているので、同事項に関する記述のある三七丁裏から三九丁裏の間に置かれているものである可能性がある。

講義は、大きく分けると、「緒言」、第一篇に相当するであろう民法の基礎論、および、「第二篇人事編総論」から成っている。

二丁表から三丁表までは、「緒言」であり、本科目の講義担当者は次のように述べる。「余ハ本学年ヨリ民法原理ノ科ヲ講セント欲ス。我邦ニ於テモ既ニ民法中財産法同取得篇債権担保篇証拠篇発布セルニ由リ当学ニ於テ本邦ノ成邦ニ依リテ法律学ヲ授クルヲ得ルニ至レリ」。明示はされていないが、第一編にあたる部分の記載が、三丁裏から見られる。本篇は、「第一章民法ノ名称」(三丁裏)、「第二章民法ノ定義」(七丁表)、および、「第三章民法法典ノ編成法」(一一丁表)の、三章構成となっている。

次に、「第二篇人事編総論」が講じられる。本篇は、「第一章」(章番号のみの記載)(二八丁裏)、「第二章親権」(二三丁裏)、「(第)三(章)婚姻」(二六丁裏)、「第四章家長権」(五六丁表)、および、「第五章養子」(五九丁表)の五章から成っている。

年代に関する情報としては、二丁表に、開講日の日付として「九月十二日」と記載されている。また、ほかの箇所にも、講義の行われた日付を確認することが出来るが講義年度を明示する記載は見あたらない。しかし、上記したように本講義冒頭にて、旧民法典の財産篇の公布が既に見られている段階にあること、また「四月廿九日」とある講義で、教会法(講義内では「神法」)における夫婦の婚姻誓約方式を講じる際に触れられた一五六三年のトレントの公会議の説明時に、おそらく安達自身が書き込んだ「1891-1533-328」なる計算式が、四七丁裏の欄外に記載されていることに注目したい。つまりその事件の時間的な隔たりを数値化する計算であったとすると、この1891なる数値は、この日の講義の為された年を示しており、従って、本講義の開講は前年、すなわち明治二三(一八九〇)年九月二二日であると推測されるのである。

第一篇は、民法の基礎論ともいうべき内容である。具体

的には、法律の分科(四丁裏欄外)や、民法と公法、民法と刑法、商法など他の法律との関係に関する事項、民法の性格(「民法ハ普通法ナリ」「民法ハ私法ナリ」)などが述べられている。さらには、民法の編成法も触れられており、ローマ式編成法や、サキソン、ババリヤのドイツ式編成法が紹介されるなど、比較法的見地からの講義にもある程度時間が割かれている。

第二篇では、明治二三(一八九〇)年一〇月七日に公布された人事編に沿った講義がなされ、参照すべき条文への言及も珍しくない。しかし、時代時代の婚姻の様態や、その形態の変遷など、いわば人類学的な問題にもかなりの時間をかけて講義がなされており、条文解釈に終始していない点は、興味深い。

「緒言」の中で、講義担当者は「成典ノ挙ハ法学研究ノ作用ヲ鈍ニス」(二丁裏欄外)、として、法律学者の働きが主に法典の意義を明らかにすることに傾き、法律史や比較法に対する研究が減じられ、そのために学者の思想が自由を失うに至った、と述べているが、上述のような講義内容は、講義担当者のこのような思想によるところが大である。

(鈴木一雄)

『法理学』(JR 19 654 11)

本講義のノートは二つ折りにした一〇九丁の原稿用紙型の罫紙、および表紙、裏表紙からなっている。表紙には「法理学 全」と記されたラベルが貼られており、また、そのラベルの下に安達の署名がされている。ラベル、署名ともに毛筆で書かれている。筆記具は一貫して毛筆が使用されている。

講義の構成として、ノートに挙がる章立て、項目名を拾えば、まず四丁表に「第一巻 法理学」「第一章 法理学及法律哲学」、七丁表に「第二章 法律学」、七丁裏に「法律学ノ定義」、一六丁裏に「第四章 自然法学」、二〇丁表に「第五章 法理学ノ種類」、二二丁表に「(一) 解釈的法理学及審判的法理学」、二二丁裏に「(二) 万邦法理学 地方法理学」「(三) 内国法理学 国際法理学」、二三丁裏に「(四) 古代法理学 現行法理学」、二六丁裏に「第一 成法法理学 甲 実用法理学 乙 歴史法理学 丙 比較法理学 丁 分析法理学 第二 終極法理学 甲 立法学 乙 倫理法理学 丙 自然法理学 第三 国際法理学」、二七丁裏に「第一 分析法理学」、二八丁表に「第二 歴史法理学」、二九丁裏に「比較法理学」、三二丁表に「第六章 法学法術」、七六丁裏に「第二巻 法律」「第一章 法

律ノ本質」、七七丁裏に「一、他主主義」、七八表に「甲 進化主義」八二丁表に「第二 君主主義」、八四丁表に「第二 自主主義」「一 性法主義」、八四丁裏に「民約説」、九二丁表に「穂積先生講義 山崎哲蔵氏質問」、九三丁裏に「法律ノ定義」「(一) 世心主義」、九四丁表に「道徳主義」、九四丁裏に「(三) 命令主義」、九五丁裏に「(一) 外形上ノ誤謬 (二) 精神上ノ誤謬 (三) 言語上ノ誤謬」「(一)」、九七丁表に「(二)」、九七丁裏に「第三 言語上ノ誤謬」、九八丁表に「四 自然法及性法主義」一〇〇丁の裏に「(五) 自由主義」と題されて叙述がされている。一〇三丁から一〇九丁までは全く記述がない。また、章立てというわけではないが、歴史上の法思想家の名が数多く記述されている。例えば四三丁裏に「英 Hobbes 1588 1679」、六一丁表に「ヘゲル 1851」、六三丁裏に「サヴィニー 1779 1861」、六八丁裏に「John Austin」などである。

講義の行われた日付けとして、二二丁表に「十一月十日」、二四丁裏に「十一月十一日」、二七丁表に「十一月十七日」、三一丁表に「十二月一日」、三二丁裏に「十二月三日」、四三丁裏に「一月廿一日」、五六丁表に「一月廿八日」、六五丁表に「三月八日」、六六丁裏に「三月十日」、

六八丁裏に「三月十五日」、七六丁裏に「三月廿二日」、
「四月十四日」、七九丁表に「四月廿一日」、八六丁表に
「五月三日」、八八丁裏に「五月五日」、九〇丁表に「五月
十日」、九二丁表に「五月十二日」、九三丁裏に「五月十七
日」、一〇〇丁裏に「五月廿六日」と記されている。当時
の暦と照らし合わせてみると、明治二一（一八八八）年は
一月一日が、明治二二（一八八九）年は一月一日が、
明治二三（一八九〇）年は三月八日が、明治二四（一
八九一）年は一月一日が、それぞれ日曜日に重なってい
る。安達が日付けを書き間違えたか、ノートに記述された
日付けが講義のものでないか、もしくは安達の受講した法
理学の講義の一部が日曜日に行われたことを示すものであ
ろう。⁽¹⁹⁾

この『法理学』の担当者は、前述のように九二丁表に
「穂積先生講義 山崎哲蔵氏質問」と題されて叙述されて
いるところが存在すること、および安達の卒業証書に「法
理学」の担当者として「穂積陳重」と署名がされているこ
となどから、穂積陳重であろうと推測され得る。

なお、この『法律講義案集』中の『法理学』以外に、穂
積陳重が担当したであろう法理学の講義ノートが現存する。
比較資料として今回確認したのは、早稲田大学中央図書館

所蔵の謄写版和装『法理学』（請求記号：ワ 01 00547）、
および活字製本版『法理学』（請求記号：ワ 01 00865）の
二冊である。（横山起也）

『義務法』（JR 19 654 12）

本講義ノート表紙には題名として『義務法』、また、「安
達」のサインが記載されている。一葉目に「人權及ヒ義
務」と講義名が記されている。全丁数は一四三丁であり、
全体にわたり筆記具としては黒色の筆書きとなっているが、
一丁表裏・二丁表・三丁表裏・四丁表の欄外に朱色の筆書
きがあり、また、一丁裏・二丁表に朱色の筆書きによる修
正の後が見られる。添附紙片はない。

本講義の骨格としては、「第一 緒論」（一丁表）に始ま
り、「第一章 義務ノ原因」（三丁表）があり、第二章以下の
記載はない。ただし、一二九丁表の「義務ノ効力」が第二
章に当たるものであると思われる。第一章の内容としては、
「第一節 合意（四丁表）」、「第二節 不当ノ利得」（一〇
八丁裏）」、「第三節 不正損害（一一九丁裏）」、「第四節
法律ノ規定」（二二八丁裏）」となっている。第二章と思わ
れる「義務ノ効力」については、「第一節 直接履行ノ訴
権」（一三二丁表）」、「第二節 損害賠償ノ訴権」（一三三丁

裏)、「第三節 担保」(一三六丁裏)、「第四節 義務諸種ノ体様」(二三八丁表)となっている。

本ノートは、明治二三(一八九〇)年九月二日開講の人権及び義務の講義を筆記したものであると思われる。年代については明示していないものの、一一七丁表に「廿四年四月十五日」との記載があるため、明治二三年から二四(一八九二)年にかけての講義を筆記したものであることがわかるのである。すなわち筆者安達峰一郎が、帝国大学法科大学における第二年度に筆記したものであることなる。

実際の講義名は当時の帝国大学法科大学における授業カリキュラムから民法であることがわかるが、民法という講義についてはその他にも存在する⁽²⁰⁾ため、講義担当者は不明である。

具体的な内容は旧民法(明治二三年公布)の民法財産編・第二部人権及ヒ義務(一九三条以下)の解説である。そして、章立て自体も旧民法財産編・第二部人権及ヒ義務における章立てに沿っており、それゆえ講義内容も条文にほぼ沿う形でなされている。ただし、条文の引用自体はそれほど多くない。

講義内容が条文にほぼ沿う形で行われていたことからす

ると、一丁表の「第一 緒論」は「総則」に該当するものである。また、旧民法財産編・第二部人権及ヒ義務の講義を筆記したといっても、その実際の内容は第二章第四節第一款の「成立ノ単純有期又ハ条件付ナル義務」までであり(条文にして旧民法財産編二九三条から四二六条)、その後の第二章第四節第二款「目的ノ單一、選擇又ハ任意ノ義務」から第三章「義務ノ消滅」、第四章「自然義務」までは含まれていない。それゆえ、講義内容の中心は「義務ノ原因」、すなわち権利・義務の発生根拠ということになる。

更に外国法の引用も見られ、例えば「第三款 合意ノ効力」(六八丁表以下)についてローマ法(七六丁裏)、フランス法(八七丁裏)、イギリス法(八八丁表)がある。

また筆記を見ると、ところどころにカタカナ書きで英語単語が見られるほか(例えば三丁裏など)、数多くのフランス語による記載が文中並びに欄外に見られる(例えば九丁表など)。(高橋元弘)

『羅馬法』(JR 19 654 13)

本講義ノートの表紙には黒毛筆で「羅馬法」と記されたラベルが貼付されており、その下に黒毛筆で「安達」と記

されている。全丁数は一五二丁であるが、一四六丁表が切除されており、存在しない。また使用されている筆記具は、基本的に黒字の毛筆である。

本講義ノートにおいては、ノートの記載上大きな区切りとして意図されているように見られる見出しと考えられるものをそのまま記している。それゆえに講義の論理的な構造としてはあるべきとされる見出しが含まれていないこともありうる。

一丁表より四丁裏までは、白紙である。

五丁表には「第一 総論」とあり、その次の行から「羅馬法研究ノ必要」がはじまっている。同部分は、五丁表の「一 立法上ノ必要」、同丁裏の「二、法学上ノ必要」、七丁表の「今日ニ於テ羅馬法研究ノ必要」、八丁表の「羅馬法ノ逸逸国ニ伝来セル始末事情」を含む。

九丁表からは、「羅馬法律史」が記されている。同部分は、序論に続き一〇丁表からの「第一章第一期不文法ノ時代」、四八丁表からの「第二章第二期成文法の時代」、五六丁裏からの「第三章 第三期シゼロ時代帝国ノ始メヨリ從紀元前一百年至紀元二百五十年」、六五丁裏からの「第四章 第四期 垂歴山ヨリ儒帝ニ至ル」、七四丁表からの「儒帝以後羅馬法ノ運命」を含む。なお「第一章」のうち、

一七丁表から同章の末尾までは、「十二銅標」の各標ごとの個別説明にあてられている。「第二章」においては、「第二期ニ於テ羅馬ニ行ハレタル法律ノ種類」という部分が五丁表からはじめられている。「第三章」の内容としては、「第一、政体ノ変遷」が五六丁裏より、「第二 羅馬ノ版図」が五八丁表より、「第三期中羅馬ニ現ハレタル法律ノ種類」が五八丁裏より始められており、さらに最後の部分は五八丁裏からの「第一 人民ノ発セル法令」、五九丁表からの「第二、元老院制定ノ法」、第三 皇帝ノ法」、六〇丁表からの「第四 プレートルノ告示書」、六一丁裏からの「第五 法律家ノ答案」、および六五丁表からの「第六 慣習法」に分けられている。「第四章」は六五丁裏からの「政体ノ変遷」、六六丁裏からの「法律ノ変遷」、七〇丁表からの「儒帝之法典編纂」に分けられており、最後の部分はさらに、七〇丁裏からの「一、Codex」、七二丁表からの「二、Pandecta (会典)」、七二丁表からの「第三、Institutiones 教科書」、七二丁裏からの「第四、Novel-lae Constitutiones (Novels Nouvelles)」の各部を含んでいる。「儒帝以後羅馬法ノ運命」の部分は、七四丁表からの「第一、東帝国ニ於ケル羅馬法ノ運命」、同丁裏からの「西帝国ニ於ケル羅馬法ノ運命」、七六丁裏からの「第三歐

州ニ於ケル羅馬法ノ再興 ポロナノ大学、七七丁裏からの「第十六世紀ニ於ケル仏国法律家」、七九丁表からの「西、和ニ於ケル羅馬法」および、「英吉利ニ於ケル羅馬法」、同丁裏からの「独ニ於ケル羅馬法」の各部を有し、本部文をもつて、五丁表から始まる大きな一区切りが終了している。

八〇丁表からは「正編」がはじまっている。行を改めて「総論 第二章 法学」とある。「総論」部はさらに、八一丁表からの「第二章 正義(ジュチシア)」、八二丁裏からの「第三章 法律 ジュス」、八五丁裏からの「第四章 法律ノ分類」、八八丁裏からの「第五章 法律ノ淵源」に区分される。

八九丁表からは「第一巻 人事法」がはじまり、行を改めて「第一章 人事法ノ位地」とある。「第一巻」はさらに、九〇丁表からの「第二章 人ノ意味」、同丁裏からの「第三章 身分 status」、一〇三丁表からの「第四章 婚姻(Nuptia 後ニ至リシハ Matrimonium)」、一一八丁表からの「第五章 家長権」に分けられている。なお「第四章」はさらに、一〇七丁裏からの「結婚者ノ資格」、一一一丁表からの「独居及蕃妾」、一二二丁裏からの「婚姻ノ効果」、一一四丁裏からの「離婚」を含み、「第五章」は一

二〇丁裏からの「養子」、一二三丁裏からの「養子ノ効果」、一二六丁表からの「後見」を含む。

一三二丁表からは「正編 第二巻 物ノ法 jus rerum」が開始される。なお、その前の行には、「財産編」と記された後で消された跡がある。「第二巻」は行を改めて「第一章 古代法ニ於ケル物件法ノ位地」、一三三丁表からの「第二章 物件 レス」、一三七丁裏からの「第三章 所有権」、一四二丁表からの「地役権 教法典第二巻第六章」、一四六丁裏からの「Emphyteusis 永借権」、一四八丁裏からの「地上権 Superficies 百七十一条」、一四九丁裏からの「質権(ガージュ) pignus」を含んでいる。「地役権」はさらに、一四四丁裏からの「地役設定 二百十四条以下」、一四五丁表からの「地役権ノ消滅 二百〇七条以下」を含む。

本講義が行われた年度に関して、講義ノート中にはつきりとした手懸りは存在しない。しかし、安達の在籍していた帝国大学法科大学第二部において当時「羅馬法」の講義が第一学年に配当されていたこと⁽²¹⁾から、本講義が安達の帝国大学法科大学入学年、明治二二(一八八九)年の九月より明治二三(一八九〇)年七月の年度に行われたものであるとの推測が可能である。この推測は、本講義ノートの九

九丁表にある「二月十二日 大雪ノ晩 天気快爽」という記述と、『穂積歌子日記』の明治二三年の該当部分の符合により、裏付けることが可能である。

講義日程に関しては、明治二年の『法科大学申報』によって定められているところに従うと、通年の週三時間授業であったとされている。⁽²³⁾ただし、本講義ノートの日付記載からは、具体的に講義が週のどの日に、何時間ずつ行われたのかということを知ることは困難であると思われる。

なお、講義がなされた通算の回数と日付の記載がなされているのは、「第二回 九月十三日金曜日」（九丁表）、「第三回 九月十八日」（二二丁裏）、「第六回 九月二十五日」（二二丁裏）、「十七回十月三十一日」（五三丁裏）、「羅馬法第二学期 一月九日開講」（八〇丁表）であり、日付のみの記載がなされているのは、「十月十一日」（四二丁表）、「十月十六日」（四四丁裏）、「十月十八日」（四七丁表）、「十月三十日」（五一丁表）、「十一月一日」（五六丁裏）、「十一月七日」（六三丁表）、「十一月八日」（六五丁表）、「十一月十五日」（七二丁表）、「二月十二日」（九九丁表）すでに示したように天候の記述が続く、「四月三十日」（二三二丁表）である。なお、「十二月十日夜七時三十分写」（七九丁裏）との書き込みは、安達が講義筆記を写し

た日時を記したものであろう。

本講義ノートの特徴として目を引くのは、総論部分の分量の多さである。制度上、「羅馬法」の講義は第三部でワイベルトが担当しているものを除外すれば、第一学年のみの配当となっている。⁽²⁴⁾また、安達の所属していた法科大学第二部の学生に対して穂積陳重が行った講義は、本講義ノート全一五二丁のうちのおよそ半ばである八〇丁表より第二学期の講義が開始されていることから、本講義ノートに収録された講義ですべてであったと推測でき、このことから、一年間の講義のおよそ半分、本講義ノートの記載の半分弱が総論部分に割かれていることがわかる。中でも、一〇丁表より四八丁表に至る「第一期不文法ノ時代」の部分のほとんどといえる、三〇丁を超える紙数を使用して展開された十二表法の内容紹介は、本講義ノートの特徴的な部分であると考えられる。

ところで、明治一〇年代の後半より明治二〇年代初めにかけての日本におけるローマ法学は、当初は明治政府の至上命令とされていた法典編纂に役立つようなローマ法の紹介から始められた。しかし、法典編纂の動きが具体的に活発化するに伴い、ユステイニアヌス法典を継受した近代ヨーロッパの法典へのローマ法の影響、その連続性の強調が

顯著になり、母法としてのローマ法及びそれを支えるヨーロッパのローマ法学が主に教授されるようになった。⁽²⁵⁾こうした主張を前提にするならば、本講義ノートの特異性は明らかとなる。

まず、近代ヨーロッパの法典に直接的な影響を与えたユスティニアヌスの法典の紹介には四丁が割かれているに過ぎず、またそれ以後のローマ法及びローマ法学の説明も僅か六丁(鉛筆書きのメモを含む)で済ましているのである。

十二表法は確かに古代ローマにおける主要な法ではあるが、当時の一般的なローマ法講義の趨勢からは、その逐条的で詳細な紹介が要請されていたとは考えがたい。だが、実際にはその説明のために、明らかに法典編纂および完成した法典の理解により直接に役立つであろう後半の「正編」部の講義、及び、上記したユスティニアヌス法典以降の講義の分量を相対的に減らすことになっている。近代日本におけるローマ法学の位置付けをめぐる、極めて興味深い問題点と思われる。

穂積による帝国大学におけるローマ法講義の筆記としては、佐藤篤士教授の考証により明治一〇年代におけるものとされる『羅馬法講義』⁽²⁶⁾がすでに知られている。おそらくこれは、早稲田大学図書館に所蔵されている、表紙に「羅

馬法 全 穂積博士講述」とある講義録のことを指すものと思われる。この講義録は謄写版の和装本であり、目次付きであるが、筆者名および講義のなされた大学名、講義年度の記述を欠いている。本講義録は、その講義の構成および具体的な講義内容について安達による講義ノートとほぼ逐語的に一致しており、双方の講義がほぼ同一の内容のものであったことを窺わせる。⁽²⁷⁾ (清水裕樹)

『國家法論 全』(JR 19 654 14)

本ノートの表紙には、貼り紙で「國家法論 全」という表題が付され、その下には、安達のサインがある。本文は、全体で一九九丁からなっており、墨筆書である。

このノートには、以下のような事項が章節題名として掲げられている。「國家法 第一編 公法ノ觀念」「第一章 法ノ性質ノ略説」「三丁表」、「第二章 公法及私法」「六丁表」、「第三章 國家法」「二丁裏」、「第四章 國家」「一五丁表」、「(一) 團體説」「一五丁裏」、「(二) 法人説」「一六丁表」、「第五章 法源」「二一丁裏」、「第二篇 統治ノ主体」「第六章 天皇」「二八丁表」、「第七章 統治權ノ行使」「三二丁裏」、「第八章 皇位ノ繼承」「三九丁表」、「章 摂政」「四四丁裏」、「第三編 統治ノ客体」「章

境土」(五一丁表)、「臣民」(五六丁裏)、「臣民資格ノ特長」(六〇丁裏)、「臣民籍ノ効果」第十四章 私権公権及民権」(六八丁表)、「臣民階級」(七一丁表)、「第三篇 統治ノ機関」一章 緒言」(七四丁裏)、「一章 帝國議會」(七七丁裏)、「帝國議會ノ組織及ヒ職權」(八五丁裏)、「一章 貴族院」(九二丁表)、「一章 衆議院」(九五丁表)、「國會議員ノ特例」(一〇三丁裏)、「國會ノ召集停会及閉会」(一〇五丁裏)、「第一章 議員法要領」(一一〇丁表)、「第廿四章 国会職權」(一一七丁裏)、「第廿五章 政府」(一二二丁表)、「統治權ノ作用」第一章 総論」(一二七丁裏)、「第二章 君主大權」(一三〇丁表)、「第二大權執行ノ形式」(一三三丁裏)、「第三章 執行命令」(一五六丁裏)、「一章 官制大權」(一六〇丁表)、「任官及榮典授与權」(一六四丁表)、「政府監督權」(一六七丁裏)、「一章 法律ノ沿革」(一六九丁裏)、「一章 帝國憲法ノ上ノ法律」(二七二丁表)、「一章 立法手續」(二七五丁裏)、「一章 立法ノ範圍」(二八一丁表)、「第十二章 法律ニ代ハルノ勅令權」(二八三丁裏)、「法律ノ公布及効力」(二八七丁裏)、「立法ノ制限及廃止」(二九〇丁表)、「一章 司法權」(二九三丁裏)。

本ノートには、次のような日付の記載の中に、「二十五

年一月」との記載がある。つまり本講義が開講されたのは明治二四(一八九一)年九月、安達が三年生に在籍していた時である。そこで記載される日付を逐一挙げれば、「十月十五日」(四二丁表)、「十月十九日」(四八丁表)、「十月二十二日」(五一丁表)、「十一月二日」(六〇丁裏)、「十一月五日」(七一丁表)、「十一月九日」(七一丁表)、「十一月十一日」(七十二か?)」(七四丁裏)、「十一月十一日」(七十二か?)」(八二丁裏)、「十一月十六日」(八二丁表)、「十一月十六日」(八五丁裏)、「十一月廿六日」(九二丁表)、「十二月七日」(一〇五丁裏)、「二十五年一月」(一二二丁表)、「一月廿一日」(一二七丁裏)、「一月廿一日」(一三三丁表)、「一月八日」(一三七丁表)、「二月三十日」(一六四丁表)、「三月十日」(一六四丁表)、「二月十四日」(一七二丁表)、「三月廿一日」(一八二丁表)、「四月廿一日」(一八三丁裏)、「四月廿五日」(二八七丁裏)、「ということになる。

上記のノートの日付より、この講義は、毎週月曜日と木曜日に開講されていたことがわかる。(なお、後述のように、このノートは、和綴製本の段階で、ノート上部が削り取られてしまっている。「一月八日」との記載は、もともと、「二月八日」という記載であつたらうと思われる。二月八日は、月曜日である。「二月十四日」との記載は、三

月一四日の間違いであらうと思われる。三月一四日は、月曜日だからである。)

なお、「二月三十日」(一六四丁表)との記載が気になるところであるが、これは、二月二十九日(月曜日)の間違いであらうと思われる(一八九二年は、閏年である。このよ
うな日付の混乱は、閏年ならではの間違いいえよう)。

このノートは、上記した章節題名(および内容)から、いわゆる「憲法」のノートであることは明白である。

このノートには、講義担当者名(誰の講義を書き取ったものか)の記載はない。しかし、安達の卒業証書には、「憲法、行政法 法科大学教授正七位法學博士文學士 穂積八束」とあり、本講義の担当者は穂積八束であらうと推測される。だとすれば、このノートは、安達研究のみならず、穂積八束研究にも重要な役割を果たすものといえよう。このノートには、二八丁表の「日本帝口ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」といった例外を除けば、憲法の条文に基づく解説や条文番号の引用が見えない。⁽²⁸⁾ また、「アリストト」
「プルンチユリ國法論」「サンジロン佛國憲法」「パラシエツキ氏ノ法理学ノ著書」(六丁表)、「イエリソグノ著書」(八丁裏)、「獨羅馬法學者デルンブルビ」(九丁表)、「ゲルペル」「ラバンド」(一六丁裏)、「ストルクの國家の説明」

(二丁裏) などのように、カタカナによる外国人学者名が散見される一方で、欄外に多くの欧文原文による人名や概念などの表記が書き込まれている。(松尾 洋)

『財産取得法』(JR 19 654 15)

本ノート表紙には題名として『財産取得法』、また、「安達」のサインが記載されている。二丁表に「日本民法財産取得編講義筆記」の記載がある。全丁数は一三〇丁であり、全体に亘り筆記具としては黒色の筆書きとなっているが、二丁裏・一〇丁裏・一六丁裏・三七丁表・三九丁表・五三丁裏・八九丁表裏・九〇丁表・九九丁表・一〇〇丁裏・一〇三丁裏・一〇八丁表・一一〇丁裏・一二六丁裏の特に欄外に黒色の鉛筆書きが見られる。二二丁と二二丁の間に「片務」・「双務」・「売渡」・「買戻」と筆書きされた添附紙片がある。

本書『財産取得法』は、二丁表に「明治廿三年九月十五日開講」との記載から明治二三(一八九〇)年から二四(一八九一)年にかけての講義を筆記したものであることがわかるのである。すなわち安達峰一郎が帝国大学法科大学における第二年度に筆記したものである。

本講義の骨格として、ノートの表記のままに章名を拾う

ならば、「総則」(二丁表)に始まり、「第一章 先占」(四丁裏)、「第二章 添附」(一〇丁表)、「第六章 会社」(九六丁表)となる。だが後述の考証を前提にするならば、一九丁裏の「賣買」が第三章、一二二丁表の「代理」が第一章にあたると思われる。

第二章の内容としては、「第一節 不動産上ノ添附」(一〇丁裏)、「第二節 動産上ノ添附」(一六丁表)となっている。第三章と思われる「賣買」については、「第一節 賣買ノ通則」(二〇丁裏)、「第二節 賣買契約ノ効力」(四五丁表)、「第三節 賣買ノ解除及ヒ銷除」(七九丁裏)、「第四節 不分物ノ競売」(九四丁表)となっている。第六章は、「第二節 社員ノ権利義務」(一〇一丁表)、「第三節 会社ノ解散」(一一四丁裏)、「第四節 清算及分割」(一二七丁裏)というように、また、第一章にあたると思われる「代理」は「第二節 代理人ノ義務」(一二六丁表)、「第四節 代理ノ終了」(一二九丁裏)というように記載上は構成されている。

実際の講義名は当時の帝国大学法科大学における授業カリキュラムから民法であろうことがわかるが、民法という講義についてはその他にも存在するため、講義担当者は確定出来ない。⁽²⁹⁾

具体的な内容は旧民法財産取得編(明治三三年公布)の解説である。条文を網羅的に扱ってそれについて解説するという形で筆記されていることから、講義はほぼ逐条解説の形で行われていたと推測される。

従って、講義の進行(ノートにおける章立て)も条文に沿うものと思われ、「賣買」及び「代理」がそれぞれ第三章、第一章に当たるものであると推測されたのである。また、このことから、旧民法財産取得編の講義を筆記したものであるのだが、条文との比較からすると、第四章「交換」・第五章「和解」(旧民法財産取得編一〇七条から一一四条)・第七章「射倖契約」・第八章「消費貸借及ヒ無期年金権」・第九章「使用貸借」・第一〇章「寄託及ヒ保管」(旧民法財産取得編一五七条から二二八条)・第一二章「雇傭及ヒ仕事請負ノ契約」・第一三章「相續」・第一四章「贈與及ヒ遺贈」・第一五章「夫婦財産契約」(旧民法財産取得編二六〇条から四三五条)については含まれていない。ちなみに、第六章「会社」の第一節「会社ノ性質及ヒ設立」並びに第一章「代理」の第一節「代理ノ性質」の記載はないものの、それらに対応する記載はある(「会社ノ性質及ヒ設立」につき九六丁表以下、「代理ノ性質」につき一二二丁表以下)。

総則部分(二丁表以下)においてはフランス民法との比較があり、旧民法財産取得編の構成について「此編ハ佛民法ノ第三編ニ当レドモ大ナル異差アリ」と書かれている。また、フランス民法の条文の引用と思われるものも見受けられる(例えば三四丁表・四八丁表・五五丁裏)。また、いわゆる論点では、フランスの学説が紹介されている(四二丁表・八三丁表参照)。(高橋元弘)

『刑訴』(JR 19 654 16)

本ノートの表紙には、朱書きで「刑訴」とあり、同じく朱文字の安達のサインがある。表題およびサインは、筆書き(朱色)である。本文は、全体で八七丁からなっており、墨字で筆書きされる。

本ノートに挙がる章節の題名を順番に記せば次のようになる。

「第一 総則」(二丁表)、「公訴及ヒ私訴」(二丁裏)、「檢察官ノ組織 性質 權利」(五丁表)、「二 公訴ハ何人ニ屬シテ之ヲ行フヤ」(七丁裏)、「三 私訴ノ執行ハ何人ニ屬スルヤ」(八丁表)、「私訴ハ何人ニ對シテ之ヲ行フヤ」(一一丁裏)、「二 訴權ノ執行」(一一) 公訴權ノ執行「(一二丁裏)、「私訴ノ執行」(一一) 民刑兩事選択ノ權

(一二三丁裏)、「(二) 無択權ノ結果」(二五丁表)、「公訴私訴ノ消滅」(二) 被告人ノ死去「(二九丁表)」、「(二) 告訴ノ抛棄」(三〇丁表)、「確定判決」(三一丁裏)、「三八から三九丁については、「公訴執行」「私訴執行」「消滅」等について概念を整理した図表が描かれ、「四 犯罪ノ後領布セル法律ニ依リ其刑ノ廢止」(四二丁裏)、「五 大赦」(四三丁表)、「時効」(四四丁表)、「区域 期限 効果」(四五丁裏)、「時効中断ノ事」(五〇丁表)、「私訴消滅」(一一) 被告人ノ死去「(二) 大赦」(五二丁表)、「(三) 刑ノ廢止」(五三丁表)、「確定裁判」「時効」(五三丁裏)、「期限計算」(五六丁表)、「書類送達ノ事」(五六丁裏)、「書類調製ノ事」(五七丁表)、「第二篇 裁判処」(五七丁裏)、「第二章才判処職員ノ除斥及ヒ忌避回避」(六〇丁裏)、「第一章 捜査」(六一丁裏)、「第一節 告訴 告發」「告訴」(六二丁表)、「告發」(六二丁裏)、「第二節 現行犯」(六三丁表)、「第二章 起訴」(六三丁裏)、「第三章 豫審」(六四丁表)、「第一節 令状」(六五丁裏)、「第二節 密室監禁」(第三節 証拠」(六七丁裏)、「第四節 ヒ告人ノ訊問及ヒ對質」(六八丁裏)、「第五節 檢証搜索及物件差押」(六九丁表)、「第六節 証人訊問」(六九丁裏)、「第七節 鑑定」(七一丁表)、「第八節 現行犯豫審」(七一丁裏)、「第九節

保釋」(七二丁表)、「第十節 豫審終結」(七三丁表)。「公判」第一章 通則」(七四丁表)、「第一 公廷組織ノ事」(七四丁裏)、「第二 身体自由」第三 被告人弁護」(七五丁表)、「第四 被告人精神錯亂又ハ疾病シテ出廷スル事能ハザルトキ」(七五丁裏)、「第五 才判処ハ起訴ヲ受ケタル事件ノ外才判ヲ為スベカラズ」第六 管轄違又ハ公訴不可受理ノ事」(七六丁表)、「第七 証人鑑定人」(七六丁裏)、「第八 証拠ニ就テヒ告人弁開ヲ為サシムル事」、「第九 異議ノ申立」第十 判決」(七七丁表)、「第十一 公判始末書」第二章 区才判処公判」一 事件受理」(七八丁表)、「二 呼出ニ関スル事」三 檢察分証人呼出」四 實際ノ取調」五 判決」六 欠席判決」七 故障」(七八丁裏)、「地方才判処公判」(一) 事件受理」(二) 地方才判処事実發見ノ為臨檢スルトキハ338」(三) 339」(四) 240」(五) 地方才判処ニテ輕罪ト受ケタルモノ重罪ナルカ」(七九丁表)、「上訴」一、通則」(二) 何人」(三) 期限」(三) 上訴」(七九丁裏)、「第二章 控訴」(一) 事件」(二) 性質」(三) 期限」(四) 効力」(八〇丁表)、「(五) 手續」(六) 關係人公訴セル時ハ期限ヲ問ワズ付帶控訴ヲ為スヲ得ベシ」(七) 才判」欠席」(八〇丁裏)、「第三章 上告」(一) 事件(判決)」

「(二) 上告ノ理由トナル才判」(八一丁表)、「三 期限」四 効力」五 手續」(六) 附帶上告」(七) 上告才判処ニ於ケル訴訟手續」(八一丁裏)、「(八) 判決」(八二丁表)、「抗告」(二) 場合」(八三丁表)、「(三) 期限」(三) 手續」(四) 抗告才判処」(五) 才判処内ノ訴訟手續」(六) 此才判ノ効力」再審」(八四丁表)、「一 事件」(八四丁裏)、「(二) 人」(三) 手續」(八五丁表)、「第七篇 大審院ノ特別権限ニ屬スル手續」(八五丁裏)、「第八篇」(一) 裁判執行」(二) 復権」(八六丁表)、「第三章 特赦」(八六丁裏)、「附則」(八七丁表)。

本ノートには、「九月十六日開講」(二丁表)、「十月廿八日」(二六丁表)、「十一月十八日」(三三丁裏)、「四月廿八日」(六七丁裏)、「五月廿六日」(七八丁表)、「六月九日」(八三丁表)といった日付の記載が見られる。これらの日付からは、大学一年生のときあるいは大学二年生のときのノートであることが推測されるのである。

また、後述のように、このノートの後半部分は、明治二三(一八九〇)年一月六日公布、明治二六(一八九三)年一月一日施行の刑事訴訟法(いわゆる明治刑訴・旧々刑訴)の逐条解説になっている。したがって、このノートが、大学二年生以降のものであることが明らかとなる。また、

これも後述するが、このノートの初めの部分は、明治二三(二八八〇)年七月一七日公布、明治一五(一八八二)年一月一日施行の治罪法の解説になっている。このことは、この講義が、治罪法と明治刑訴の切り替え時期のものであることを示しているのではないか。したがって、このことから本ノートが安達の大学三年次のものであるという可能性は否定される。つまり、記載内容からは、安達が大学二年生のときのノートであるということが推測されるのである。本稿(表1)のカリキュラム構成上も、本講義が二年次に配当されていたことが判る。

このノートには、講義担当者名の記載はない。⁽³⁰⁾ 上述したが、このノートに記されるところによると、本講義の冒頭には「治罪法ハ公法ノ一部ナリ」と見えるように、初めのうちは治罪法について講述される。確かに「治罪法」という名称は頻出し、二丁表の「第一總則」が治罪法の総則についての解説であることは、「此總則ハ必要ニシテ治罪法全体ニ通スル規則ニシテ各篇ノ始メノ通則トイフモノナリ」(二丁表)という記述からも明らかである。四丁表には、「治罪法第一条ニイヘル如ク公訴ノ執行ハ檢察官ノ職務ナリ」と、治罪法の条文を挙げての説明がある。注目すべきは二丁表にある、「我治罪法ノ根源ハ仏國ニ在リ 明

治十三年七月一三日七十三号布ニテ刑法ト共ニ發布シ明治十五年一月ヨリ実施スル事ニ定メタリ。全部ヲ六篇ニ分チ、總則、才判処構成權限、犯罪ノ搜查起訴及豫審、公判大審院ノ職務、才判執行復權及特赦、トナセリ。此中第二編ノ如キハ才判処構成法ニテ悉ク規定セリ。其他構成法ト多少撞着スル所アリ近日此法モ改正ニナルベキ様子ナリ」という記述である。この記述から、(明治二十三年二月一〇日公布の裁判所構成法との整合をはかるための)治罪法の改正(すなわち明治刑訴の制定公布)が間近に迫っている様子がみてとれよう。

一方、このノートの後半部分では、「治罪法」という語が用いられなくなっている。たとえば、「公訴私訴ノ消滅ノ場合ハ旧法新法同一ナリ。新法第六条ニアリ。(一)被告人ノ死去、(二)確定裁判」(二九丁表)、「(二)告訴ノ抛棄 旧法ト新法ト文字上少シク異ナルノミ。旧法ニテハ棄權若ハ私和トセリ。是レ何レモ抛棄ニ過ギズ」(三〇丁表)、「確定判決 旧法ト何ラ異ナル所ナシ」(三一丁裏)のように、「治罪法」を指称するために「旧法」の語が用いられ、明治刑訴のことを「新法」と呼ぶのである。これは、このノート後半部分の執筆時期が、明治刑訴の公布後に重なっていたことを示すものといえよう。

しかも、このノートの初めの部分と後半部分では、形式も大きく異なる。このノートの初めの部分は、治罪法の条文をほとんど挙げずに基本概念の解説をしている。一方、後半部分では、明治刑訴の条文にそって解説していく逐条解説の形をとっている。逐条解説の傾向は特に五六丁前後以降から著しい。つまりそのあたりからノートの章節題名は、明治刑訴の章節題名と（章や節に付せられた番号も含めて）ほとんど同じである。なお、その後半部分では、「起算方法……十五条」（四七丁裏）、「中断ハ時効ニ依リ……十一条（五〇丁裏）、「現行犯……五十六条」（六三丁表）、「検証ハ一〇二」（六九丁表）、「証人呼出……128」（七〇丁表）、「第七篇 鑑定 135」（七一丁表）、「第十節 豫審終結 161」（七三丁表）のように条文番号が挙げられることが多くなっている。引用したアラビア数字は、すべて明治刑訴の条文番号である。こうした授業形式の違いは、開講時に新法典としての明治刑訴法典の公布が待たれており、公布以前には治罪法を素材としつつも、新旧両法典に通底する基本概念の講述に充てられていたものが、新法典の公布とともにその逐条的な解説をする授業に切り替わったことに起因するものと見られる。（松尾 洋）

- (1) 慶應義塾大学図書館図書には残念ながら受け入れ当分の正確な記録が残っておらず、書肆「芳文堂」を通じて一〇〇〇円で購入した、という以上の情報は不明である。
- (2) 前掲『明治大学百年史 第一巻 史料編Ⅰ』、二六二頁以下。同じく良く使用されている「注釈会」の原稿用紙も、明治法律学校系の法律団体である「新法注釈会」のものであると考えられる（「新法注釈会規則前言」、法政誌叢、第一一一号、一八九一年、四九頁以下）。なお、東京専門学校と同種の法律団体の資料を基にした興味深い論考として、利谷信義「明治期法学教育の一断面―東京専門学校講義録の考察―」、松山商大論集、第一七巻第六号、一九六六年、二二―頁以下。
- (3) 前掲「パテルノストロと条約改正」、四八頁。
- (4) 穂積重行『明治一法学者の出發』、岩波書店、一九八九年、二七三頁以下を参照。
- (5) 前掲『東京大学年報 第六巻』、二二頁。
- (6) 穂積陳重『続法窓夜話』、岩波文庫、一九八〇年、一四八頁。
- (7) 前掲『明治一法学者の出發』、二七三頁。
- (8) 前掲『安達博士の生涯』、三二頁以下。
- (9) 陳重とはその後も交流が続いていたようであり、(財)安達峰一郎記念館に保管されている安達の蔵書に含まれる『法律進化論』は著者謹呈本である。

- (10) 前掲『夫 安達峰一郎』、二六頁。
- (11) 『東京帝国大学五十年史 上冊』、東京帝国大学、一九三二年、一一二九頁以下。
- (12) 前章八一頁を参照。
- (13) 大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』、雄松堂出版、一九九九年、一九〇頁以下を参照。
- (14) なお、本冊地部には、墨書の「原理」という文字が確認出来る。これが「民法原理」を示すものとすれば、カリキュラム上は第二年度及び第三年度に配当されており、本文の結論とは矛盾する。あるいは安達の日付の誤記であるかもしれない。
- (15) 二つのノートが連続するものであることは、「会社法全」の八一丁裏が切り離され、「商事契約及破産論」の最初につけられていることから認識できる。ただ、八一丁裏である部分の前に講法会青色原稿用紙が白紙で二丁つけられていることから、二つのノートの総丁数を数える際にその白紙二枚を除いて、連続するところから数えた。総丁数一三九丁は、よって「商事契約及破産論」最初の二丁分を除いた数である。
- (16) 「会社法全」五七丁と五八丁との間に紙片七葉が挿まれている。法例九条から一七条までを印刷した法文の他の六葉は内容的に民事訴訟法のもの、法理学に分けられる。また、「商事契約及破産論」の二二八丁裏と二二九丁表との間に外務省野線用紙を半分にきったものを虫ピンでとめたものが挿んであるが、破産の定義、効用、形式などノートには書かれていない項目が簡潔に並べられた覚書と思われる。
- (17) 岸本辰雄・長谷川喬『商法正義』第一巻く第九巻、新法註釈会出版、一八九〇—一九三年。
- (18) 磯部四郎『商法釈義』第一巻一第八巻、長島書房、一八九〇—九三年。
- (19) この点に関しても、安達の誤記、あるいはノートの筆写時の日付であり、必ずしも講義日のものでない可能性が存在する。なお、前章八二頁に再構成したカリキュラムでは、「法理学」は第三年次の開講である。
- (20) 前章八二頁、「表1」を参照。
- (21) 『法科大学年報 自明治廿三年一月至全 十二月』に収録されている「法科大学教員受持学科表」を参照のこと。なお、同年報中安達は明治二三年七月一〇日に法律学科第二部の二年生として特待生に名を連ねている(『東京大学史料研究会編『史料叢書 東京大学史 東京大学年報 第六巻』東京大学出版会一九九四年五四四頁及び五四六頁参照)。
- (22) 穂積重行『穂積歌子日記 一八九〇—一九〇六 明治一法学者の周辺』、みすず書房、一九八九年、一一頁。
- (23) 『法科大学中報 学科課程』による(『東京大学史料研

研究会編(前掲)『史料叢書 東京大学史 東京大学年報 第六卷』、一四五頁。

(24) 前掲注(21)で引用した「法科大学教員受持学科表」に従う。

(25) 佐藤篤士『古代ローマ法の研究』、敬文堂、一九七五年、一一頁以下参照。

(26) 前掲『古代ローマ法の研究』、一二頁。

(27) もっとも、慶應に所蔵される講義ノート中欄外には、興味深い書き込みが為されることもあった。例えば、「法律ノ分類」を論ずる部分にある八八丁裏の欄外に見られる「法典論 p.126」という鉛筆での書き込みである。穂積が著書『法典論』を公刊したのは、まさに同部分が論じられていたところと符合する、本講義の第二学期にあたる明治二十三年の三月であった。

(28) この点、穂積八束『國民教育 憲法大意』、有斐閣、一八九六年や同『憲法提要(上巻・下巻)』、有斐閣書房、一九一〇年、上杉愼吉編『故法學博士穂積八束先生遺稿 門弟 上杉愼吉編纂 憲政大意』、穂積八束博士遺稿憲政大意發行所、一九一七年や、同『穂積八束博士論文集』、上杉愼吉、一九一三年に取められた諸論文と比較されたい。

(29) 前章八二頁、「表1」を参照。

(30) ただし、安達の卒業証書には、「刑事訴訟法、演習 法科大学教授正七位法律學士 寺尾亨」との記載がある。

本稿八二頁所掲の「表1」、及び八五頁の「写真2」を参照されたい。

おわりに

以上をもって、慶應義塾大学図書館が所蔵する安達峰一郎の『法律講義案集』の分析と検討を終えたい。

安達は、常設国際司法裁判所所長として異国オランダで死去したことが象徴的に物語るように、西欧的近代国家の建設に向けて邁進した日本が生んだ「コスモポリタン世界市民」的知性ともいべき人物であった。本稿では、このような国際人に成長する安達の法学生時代の生身の人間像を描き出し、その上で『法律講義案集』を構成する各筆記ノートの内容を一つ一つ吟味しながら、法学史における彼の筆記ノートの意義を正しく位置づけることに努めた。

『法律講義案集』の魅力を語り尽くすのは難しい。筆記ノートは講義担当者の教室での生の声であるだけに、担当者の息づかいが伝わってくると同時に、筆記者である若い安達の心の高ぶりも感じとれ、明治中期における法学教育の源泉に触れることができる。また、各担当者は壮大な広がり知的考察を展開しており、そこからは明治を通底す

る法・法学思想が明瞭に浮かび上がってくる。さらに、そこには西洋法を規範にしなければならないという思いに駆られていた当時の法学者の姿がある。

いずれにしても、法史研究におけるその史料価値は計り知れない。この安達の「法学」ノートを様々な角度から分析、検討することによって、法学教育史、ひいては法文化史の分野に新たな地平を伐り開くことが可能となろう。

※本稿を草するにあたって、(財)安達峰一郎記念館、山辺町教育委員会、東京大学大学史資料室の中野実氏、それに明治大学歴史編纂事務室の鈴木秀幸氏には、それぞれ貴重な資料の閲覧や貸与をお許しいただき、その上極めて有益な御教示を賜った。ここに深い感謝の意を表すものである。